

春野関脇市営住宅14号棟火災復旧工事

図 面 リ ス ト	
意 匠	
図面番号	図 面 名 称
A-01	改修特記仕様書（1）
A-02	改修特記仕様書（2）
A-03	改修特記仕様書（3）
A-04	改修特記仕様書（4）
A-05	付近見取図・工事概要・配置図兼仮設計画図
A-06	仕上表・平面図・屋根伏図
A-07	改修前・改修後 立面図・部分詳細図
A-08	平面詳細図・展開図・天井伏図
A-09	建具配置図・建具表
A-10	13号棟解体工事 外構撤去・解体完了敷地図【参考図】

				高 知 市 公 共 建 築 課				図面番号
				係	係 長	課長補佐	課 長	A-00
				鈴木	佐岡	濱口	松木	
				表紙・図面リスト				
				縮 尺 -				

（A3：71%縮小）

T.M建築設計事務所

高知市大津乙389-26 TEL088-866-7356 FAX088-866-7356

事務所登録 高知県知事登録第1130号
1級建築士 大臣登録第180151号 三谷 長生

工 事 名

春野関脇市営住宅14号棟火災復旧工事

図 面 名

春野関脇市営住宅14号棟火災復旧工事

特記仕様書

2024. 04

I 工 事 概 要

1. 工事場所

高知市春野町弘岡下163番地1

2. 工事種目

【 14号棟 】 鉄筋コンクリート造 2階建て 延べ面積 118.62㎡

1) 屋根及びとい改修 一式

2) 外壁改修 一式

3) 内装改修 一式

3. 関連工事等

・電気設備工事 ・機械設備工事 ・ガス設備工事 ・昇降機設備工事 ・植栽工事
・合併処理装置設置工事 ・外構工事

4. 概成工期

・完成期限の()日前 (令和 年 月 日)

5. 部分使用(工事請負契約書第34条第1項)

令和 年 月 日から、全ての室内部分を使用する。

II 建 築 工 事 仕 様

1. 特記仕様

1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。

2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。

○印と※印の付いた場合は、共に適用する。

3) 特記事項に記載の()内表示番号は、「公共建築工事標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。特記事項に記載の[]内表示番号は、「公共建築改修工事標準仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。特記事項に記載の< >内表示番号は、「建築物解体工事共通仕様書」の当該項目、当該図又は当該表を示す。

2. 適用基準等

図面及び特記事項に記載されていない事項は、全て国土交通省(建設)大臣官庁官庁官繕部監修の以下による。

○公共建築工事標準仕様書 (建築工事編) (令和4年版)

※公共建築改修工事標準仕様書 (建築工事編) (令和4年版)

※建築工事標準詳細図 (令和4年版)

・敷地調査共通仕様書 (令和4年版)

○建築物解体工事共通仕様書 (令和4年版)

3. 「週休2日制モデル工事」の実施について

○対象 (・発注者指定型 ○受注者希望型)

本工事は、工事着手日から工事完成日までの間の土曜日及び日曜日を現場の休工日の基本とする「週休2日制モデル工事」の対象工事である。実施にあたっては高知市「週休2日制モデル工事」実施要領(営繕工事編)による。
(<https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/123/syukyuhutsuka.html>)

・対象外(理由:)

項 目

特 記 事 項

一般共通事項

① 工事実績情報サービス(CORINS)への登録(請負金額500万円以上)(受注、変更、完成時)

登録の手続きについては、(一財)日本建設情報総合センターの「建設実績情報のコリンズテクリス登録等に関する規約」による。 [1.1.4]

2 総合工程表

原則、工事の着手に先立ち、別契約関連工事の受注者と協議し、受注者及び別契約関連工事の受注者連名による総合工程表を監督職員に提出する。 [1.2.3]

3 総合図

工事の施工に先立ち別契約関連工事の受注者と調整のうえ、総合図を作成し、監督職員の承諾を受ける。 [1.2.4]

④ 工事日誌

週ごとに工事の全般的な経過及び次週の工事予定を記載した日誌を監督職員に提出する。 [1.2.4]

また、工事の経過が明確にわかる写真を貼付すること。

⑤ 工事写真

工事写真は1版程度とし、工事の内容、日付等必要事項を記入し1部提出する。(A4版台紙) [1.2.4]

撮影方法は、「営繕工事写真撮影要領(令和5年版)」による。
デジタル工事写真の黒板情報電子化の実施をする場合は、監督職員の承諾を受ける。
なお、実施については、国営建技第14号(令和5年3月1日付)「デジタル工事写真の黒板情報電子化について」による。

⑥ 下請負者の報告

各下請負者については下請負契約前に監督職員に報告する。 [1.3.3]

7 電気保安技術者

適用する。 [1.3.3]

⑧ 施工条件

施工日及び施工時間 ※1.3.5(1)(7)による。 [1.3.5]

・ 施工順序 ・ 図示

工事用車両の駐車場所及び資機材の置場所
※ 仮囲い ○ 図示

その他の施工条件

○資機材の搬出入時には、専任の誘導員を配置する。その他の場合でも、工事関係車両(乗用車も含む)が敷地内を通行する際には必ず誘導するものをつけ、公道まで徐行する。
・ 登下校時間帯や休み時間等は車両の通行を中止する等必要な配慮をする。

○ 図示(A-05)

⑨ 交通誘導警備員

交通誘導警備員を配置する場合は、原則として警備業法(昭和47年法律第117号)第4条による認定を受けた警備業者の警備員を配置することとし、建設作業員等の他職種の者を従事させないこととする。ただし、一時的な作業等で、安全確保に対処できると監督職員が認めたものについては、この限りでないものとする。

配置人員等 ・ 令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間は 名常駐する。
・ 作業日は 名常駐する。その他監督職員と協議し、適宜配置する。
○監督職員と協議し、適宜配置する。

項 目

特 記 事 項

配置人員の資格

・ 1名以上／1班は交通誘導警備業務に係る検定合格者(1級又は2級)を配置する工事。
※ 交通誘導に関し、1名以上／1班は専門的な知識及び技能を有する警備員等を配置する工事。

資格 資格要件 配置人数

1, 2級交通誘導警備員(交通誘導警備員A) 交通誘導警備員に関して、公安委員会が学科及び実施試験を行い、専門的な知識及び技能を有すると認めたもの 人

交通誘導に関し、専門警備業法における指定講習を受講したものの基本的基礎教育及び業務別教育(警備業法第2条第1項第2号の警備業務)を現に受けているもので、交通誘導に関する警備業務に従事した期間(実務経験年数)が1年以上であるもの 10 人

10 人

なお、事前に監督職員に検定合格証の写し等の資格要件の確認できる資料を提出する。
また、警備員等に変更が生じた場合は、速やかに監督職員に同様の資料を提出する。

建設工事公衆災害防止対策要綱及び建築工事安全施工技術指針を参考に、工事安全計画書を監督職員に提出する。

労働安全衛生法第30条第2項に基づき指名をする。

産業廃棄物の運搬、処分等については、1.3.12により適切に処分するものとし、 [1.3.12]

事前に監督職員に処理計画書を提出する。
産業廃棄物の運搬、あるいは処分を他業者に委託する場合は、書面による委託契約を行い、処理計画書にその写しを添付する。
自己処分場で処分する場合は、その処分場が関係法令の規定に適合する旨の資料を提出し、監督職員の現地立会を受けたうえで承諾を得る。(積替・保管についても同様とする)
産業廃棄物の収集・運搬に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下廃棄物処理法という)施行令に基づく車両への表示及び書面の備え付けを行うこと。
また、産業廃棄物を搬出する車両について、処分場ごとに1台のみ写真撮影(現場搬出時及び処分場到着時)し、随時監督職員に報告する。
廃棄物処理法を遵守し、工期限内に最終処分(埋立処分、海洋投入処分又は再生)を終了しなければならない。
また、産業廃棄物管理票(以下マニフェストという)により適正に処理されていることを確認するとともに、監督職員にそのE票の写しを提出する。
ただし、廃棄物処理法を遵守した上で、工期限内に産業廃棄物の最終処分を終了することが困難な場合で、監督職員が認める場合においては、工期限内に中間処理業者への搬入が終了すればよいものとする。この場合、マニフェストにより適正に中間処理業者に搬入されていることを確認するとともに、監督職員にそのB2票の写しを提出する。また、最終処分終了後速やかにE票の写しを提出する。
なお、廃棄物処理法に定める電子情報処理組織を使用する場合は別途協議する。
・ 引渡しを要するもの (・)
・ 現場再利用を図るもの (・)
○再資源化を図るもの (※コンクリート ※コンクリート及び鉄から成る建設資材 ※木材 ※アスファルトコンクリート)

特別管理産業廃棄物の施工計画調査

※行う ・行わない

分析調査

※施工計画調査の結果により、監督職員と協議する。
・行う (・) ・行わない

・PCBを含む機器類

・変圧器

・コンデンサ

・蛍光灯、H I D灯器具の安定器

・その他 ()

・PCB含有シーリング材

・廃油

・廃酸 廃アルカリ

・臭化リチウム水溶液

・電池の溶解液

・ダイオキシン類

⑬ 再生資源利用(促進)

計画書及び実施書の提出 (請負金額100万円以上)

再生資源利用(促進)計画書及び実施書を、建設副産物情報交換システム(COBRIS)により作成し、提出は以下による。
a) COBRISについては、建設副産物情報センターのホームページ(<http://www.recycle.jacic.or.jp>)より、利用申請等を行うことができる。
b) 建設資材の利用量の大小や有無に関らず、紙に出力した再生資源利用計画書及び実施書(建設リサイクルガイドライン様式1)を、完成資料として監督職員に提出する。
c) 建設副産物の発生量及び搬出量の大小や有無に関らず、紙に出力した再生資源利用促進計画書及び実施書(建設リサイクルガイドライン様式2)を、完成資料として監督職員に提出する。
d) 受注者は再生資源利用(促進)計画書(現場揭示用様式)を工事現場の見やすい場所に掲げること。
e) 受注者は作成したデータを含め、再生資源利用(促進)計画書及び実施書を工事完成後5年間保存する。

⑭ 工事の保険

⑮ 契約保証

⑯ 前払金支出割合区分補正

⑰ 証明書の提出(グリーン購入法)

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(グリーン購入法)及び「高知県グリーン購入基本方針及び実施計画」に基づき、重点調達品目については、積極的に利用すること。なお、重点調達品目の中で木材・木材製品等においては、その原料とされる原木が生産された国における森林に関する法律に照らして合法なものを使用する。
木材・木材製品等については、県産木材納入証明書、県外産合法木材納入証明書を監督職員に提出すること。 [1.4.2]

⑱ 石綿含有建材の調査

事前調査の報告 一定規模以上の工事は労働基準監督署と高知市に報告が必要となる [1.5.1]

事前調査範囲 ・ 改修範囲 ・
貸与資料 ・ (○既存の設計図書)
・ 無

分析調査

※書面調査及び現地での目視調査の結果により、監督職員と協議する。
・ 行う (調査建材使用部位 調査建材名 検体数)
分析手法 ※定性分析
定性分析の結果により、定量分析を行う場合は監督職員と協議する。

項 目

特 記 事 項

⑲ 施工数量調査

調査範囲 ・ 図示 ○改修範囲の外壁・軒天 [1.6.2]

調査方法 ・ 図示 ※外部足場を使用した目視及び打診
破壊部分の補修方法 ・ 図示 ※現状に復旧
外壁調査は、外壁改修フローに対する外壁面のひび割れ、浮き、欠損部、内部まで貫通したひび割れ及び雨漏りの有無についての位置及び数量(幅、長さ、面積)の調査を行う。
また、その調査の結果を立面図等に記載し集計表を添えて電子データと共に、監督職員に報告する。(必要に応じ写真等を添付する)

⑳ 技能士及び技能資格者

※適用する(○：一級、●：二級) [1.7.2][1.7.3]

工 事 種 別

技 能 検 定 の 作 業 の 種 別

○仮設工事 ※●とび作業(又は足場組立作業主任者) ・
・鉄筋工事 ※○鉄筋組立作業 ・
・コンクリート工事 ・○コンクリート圧送工事作業 ・○型枠工事作業
・鉄骨工事 ※●とび作業
・ブロック・ALCパネル工事 ・○コンクリートブロック工事作業
・(単一)エーエルシーパネル工事作業
○防水工事 ・○アスファルト防水工事作業
・○ウレタンゴム系塗膜防水工事作業
・○アクリルゴム系塗膜防水工事作業
・○合成ゴムシート防水工事作業
・○塩化ビニルシート防水工事作業
・○セメント系防水工事作業 ○○シーリング防水工事作業
・○改良アスファルトシート・トーチ工法防水工事作業
・○FRP防水工事作業
・石工事 ※○石張り作業 ・
・タイル工事 ※○タイル張り作業 ・
・木工事 ※○大工工事作業 ・
○屋根及びとい工事 ・○かわらぶき ・●スレート工事作業 ○○内外装板金作業
・金属工事 ・○鋼製下地工事作業 ・(単一)金属製バルコニー工事作業
・左官工事 ※○左官作業 ・
・建具工事 ・○ビル用サッシ施工作業
・ 木製建具製作 ・○ガラス工事作業
・カーテンウォール工事 ※○金属製カーテンウォール工事作業 ・
○塗装工事 ※○建築塗装作業 ・
○内装工事 ・○プラスチック系床仕上げ工事作業 ○○壁装作業
・●カーペット系床仕上げ工事作業 ・○畳製作作業
・○ボード仕上げ工事作業
・植栽工事 ※○造園工事作業 ・
・その他 ・○樹根接着剤注入工事作業(エポキシ樹脂注入工事)
又は(単一)樹脂接着剤注入工事作業(エポキシ樹脂注入工事)
・○家具手加工作業 ・

適用する技能士について、当該資格を有することが確認できる書類及び資格者が特定できる書類(運転免許証等)の写しを提出する。

㉑ 化学物質の室内濃度の測定

化学物質の室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、 [1.7.9]

報告書を監督職員に提出する。
ただし、完成検査前に報告書の提出が困難な場合は、事前に信頼のおける速報等の資料を監督職員に提出する。この場合、後日に正式な報告書を速やかに監督職員に提出しなければならない。
測定する業者の選定にあたっては、あらかじめ監督職員に報告すること。

測定方法

※厚生労働省「室内空气中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法について」による。
測定対象化学物質

※ホルムアルデヒド ※トルエン ※キシレン ※エチルベンゼン
※スチレン ※パラジクロロベンゼン

測定箇所 (1)箇所 施工前・施工後(計 2 回測定)

測定対象室 (台所)

なお、測定結果が厚生労働省の定める指針値を超えている場合は、原則として本工事の引き渡しを行わないこととする。ただし、次のいずれかに該当する場合は除く。
1 何らかの対策が施された結果、揮発性有機化合物の濃度が厚生労働省の定める指針値以下となったことが確認された場合。
2 濃度測定の結果が、本工事の施工により生じたものでないことが明確である場合。
3 濃度測定が、使用開始後(備品の搬入等を含む)に行われた場合。
本工事の引き渡し後、あるいは、使用開始後に室内の揮発性有機化合物(VOC)の濃度測定が行われ、測定結果が厚生労働省の指針値を超えている場合については、受注者は、工事引き渡し後であっても、その原因究明に当たって協力しなければならない。
また、本工事の施工が原因となって、化学物質の濃度が厚生労働省の定める指針値を超えたものであることが判明した場合は、受注者の負担により、その対策を講じなければならない。

⑳ 直接仮設の養生

⑳ 建築材料等

⑳ 特別な材料の工法

⑳ 風圧力

⑳ 仕上面の出隅処理

内部養生に合板又は構造用パネルを使用する場合、その合板または構造用パネルのホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆、又はそれと同等と認められる製品を使用する。

本工事に使用する材料等のうち、特定のものが特記された場合は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等のものとする。(記載順序は不同)また、「評価名簿による」と特記されたものについては、(一社)公共建築協会発行の「建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料等評価名簿」によるもの、又は評価の内容についてこれらと同等と認められるものとする。
ただし、同等とする場合は、監督職員の承諾を受ける。

県内産資材の優先使用

本工事に使用する資材は、機能、品質、価格等が同等であれば、県内産資材を優先して使用するものとする。なお、県外産資材を使用する場合は、使用理由を施工計画書の打合せ事項に記載し、監督職員の確認を受けること。
注1： 県内産資材とは、高知県内で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工した資材、又は高知県外で産出した原材料を用いて、高知県内で製造、加工された資材をいう。
ただし、①木材は、高知県内の森林から生産されたもの、②生コンクリートの細骨材に配合する海砂は、高知県内で産出されたものとする。
注2： 県外産資材とは、県内産資材以外の資材をいう。

公共建築工事標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、監督職員の承諾を受けて当該材料製造所の指定する工法による。

本工事に使用する材料及び工法は、建築基準法に基づき定まる風圧力に対応したものとし、速度圧を求める場合の風速(Vo)及び地表面粗土区分は、次の数値とする。
風速(Vo)： ※ 38m/sec ・ 36m/sec 地表面粗土区分： ※ Ⅲ ・ Ⅱ

内外部とも仕上出隅で利用者の手の届く範囲は、図示が無くとも原則として全て面取りを施す。
木部(家具を含む) 6mm程度
コンクリート、モルタル部 20mm程度
鉄部、金属部 3mm程度
建具類等、上記により難い場合は、監督職員と協議する。

工 事 名

春野関脇市営住宅14号棟火災復旧工事

図 面 名

改修特記仕様書 (1)

2024.04 縮 尺

1 /

係

保 長

課長補佐

課 長

図面番号

A-01

作 図

年 月 日

T . M 建 築 設 計 事 務 所

高知市大津乙389-26 TEL088-866-7356 FAX088-866-7356

事務所登録 高知県知事登録第1130号
1級建築士 大臣登録第180151号 三谷 長生

高知市 都市建設部 公共建築課

項目

特記事項

27 事業損失補償

28

完成時の提出図書

※現場説明書による。
○完成図(作成範囲・配置図・平面図・立面図・断面図)○仕上表 [1.9.1][1.9.2]
・完成図(CADデータの提出 ※する(CD-R等)・しない) [1.9.3]
・保全に関する資料(提出部数 ※2部・部)
上記のほか、使用材料のメーカー名、品番、色(マンセル値等)をCADデータ等で監督職員に提出する。
また、工種別下請負者の一覧表を提出する。 [1.9.2]
○施工図、施工計画書
提出した施工図及び施工計画書の著作に係わる当該建物に限る使用权は、発注者に移譲するものとする。

29 完成写真

下表のものを監督職員に提出する。
位置 分類・規格 撮影枚数 部数 原版の大きさ(mm)
・各室 手札版(L版) ※2枚・枚 ※1部・部 100×125以上
・外部 キャビネ版 ※4枚・枚 ※1部・部 24×36以上
・外部 半切パネル(木製枠※アルミ枠) ※1枚・枚 ※1部・部
・ スライド ※1部・部
カラー・電子データ化(CD-R等)し、すべて提出する。
撮影箇所は監督職員と協議する。
上表のほか、監督職員指示の箇所をデジタルカメラにて撮影し、CD-R等にて提出する。
画像形式等 フォーマット: JPEG 画質: 標準 画像サイズ: 1024×768ピクセル程度

30 別途設備工事との取合い

施工範囲
・貫通孔、開口部の補強 ※下表・図示
・壁、天井の仕上材、下地材の切込み及び下地材の補強 ※下表・図示
・駆動装置が電動による建具類の2次配線及び操作スイッチ
・自動閉鎖装置取付け箇所の切込み及び補強
・
補強種別 内容
貫通孔、開口部の補強 梁 壁 スラブ
壁切込み及び補強
天井切込み及び補強

31 撤去部分

コンクリート、モルタル等の撤去部分の境目は、原則としてダイヤモンドカッター切りとする。

32 不当要求等への対応

暴力団又は暴力団関係者からの不当要求又は工事妨害(以下この文において「不当介入」という。)の排除については次による。
a) 受注者は、暴力団又は暴力団関係者からの工事の施工に関して不当介入を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、所轄の警察署に届出なければならない。
b) 受注者は、不当介入による被害を受けたときは、その旨を直ちに監督職員に報告し、所轄の警察署に届出なければならない。
c) 受注者は、監督職員及び所轄警察署と協力して、不当介入の排除処理を講じなければならない。
d) 受注者が、不当介入の報告を怠った場合は、「高知市競争入札指名停止措置要綱」に基づき、指名停止措置を行うものとする。

33 消防計画

工事の着手にあたり、火災等の災害の予防や、使用部分と工事中の部分の安全を確保するため、別契約の関連工事業者と協議の上、「工事中の消防計画書」を作成し、当該施設の防火管理者の承諾を得て届出を行う。

34 工事特性等

受注者は、自ら立案した工事特性、創意工夫、社会性等のそれぞれの評価項目について、実施しようとする場合は、事前に計画内容を所定の様式で監督職員に提出する。
また、実施後、工事完成時までに所定の様式に実施状況の分かる図面や状況写真等を添付して監督職員に提出する。

仮設工事(改修)

1 足場その他

内部足場 ※きやつ、足場板等 [2.1.3][2.2.1][表2.2.1]
外部足場 ※本足場
外部足場の養生 ※図示
材料、撤去材の運搬方法
・防護シート ○メッシュシート ・防音シート ・防音パネル
・A種 ⊗B種 ・C種 ・D種 ○E種
C種の場合 利用可能なエレベーター(※図示)
D種の場合 利用可能な階段(※図示)
・屋上防水作業の端部には、墜落防止手摺等墜落の危険を防止する措置を講ずる。
本足場を設ける場合は、公共建築改修工事標準仕様書2.2.1(2)によるほか、足場の組立、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」により行うこと。
○28号室側(仮囲いの外側)は、高さ1.8m以下の範囲は金網等で養生すること。

2 養生

○既存部分の養生 ※ビニルシート、合板等 [2.3.1]
○既存家具、既存設備等の養生 ※ビニルシート等
○既存ブラインド、カーテン等の養生、保管場所 ※図示
・固定された備品等の移動 ※図示
○開口部養生 窓等の破損の危険がある工事を行う場合は、施工を行う周辺及びその下部の窓等には、室内に破損物等が飛散しない様、堅固な養生を行う。

3 仮設間仕切り(屋内)

設置箇所 ※図示 [2.3.2][表2.3.1]
間仕切り種別 ・A種 ・B種 ※C種
A種、B種の場合
仕上げる材種 ※せっこうボード 厚さ9.5mm ・合板(普通合板) 厚さ9.0mm
塗装仕上げ等 ・行う ※行わない
仮設扉設置箇所 ※図示
仮設扉種別 ・合板張り木製扉程度 ・図示

4 監督職員事務所

・設ける(㎡程度) ※設けない

項目

特記事項

5 監督職員の備品等

備品等の設置 [2.4.1]
備品の種類 机・椅子 書棚 黒板 枚 P C 掛時計
数 量 組 台 枚 台 個
備品の種類 温度計 ゴム長靴 雨がっぱ 保護帽 懐中電灯
数 量 個 足 着 個
備品の種類 衣類ロッカー 冷暖房機器 消火器 湯沸器 加入電話付風器
数 量 人用 台 個 台 台
備品の種類 掃除具
数 量 個
構内既存の施設(用水) ○利用できる (※有償・無償) ※利用できない
構内既存の施設(電力) ○利用できる (※有償・無償) ※利用できない
構内既存の施設を利用できる場合で、無償の場合は、下記a)〜c)による。
a) 既存設備の水栓等から直接水を使用する場合は、監督職員と協議する。
b) 既存のコンセントから直接電力を使用する場合は、監督職員と協議する。
c) 工事用電源を既存建築物から分岐する場合は、原則、既設分電盤の共用回路のコンセントからとする。なお、接続する回路の負荷状態等を確認し、既設負荷への波及がないようにする。
また、漏電遮断器付コンセント等を使用し、安全の確保を図る。
構内既存の施設を利用できる場合で、有償の場合は、上記a)〜c)に下記d)〜e)を加える。
d) 工事用水は、既存設備に量水器を設けて、仮設配管を施し使用するものとする。
e) 工事用電力は、原則、既存設備に電力計を設けて、仮設配電盤を設置し、使用するものとする。
四国電力送配電網などの架空線に防護管の設置が必要な場合は、監督職員と協議する。
※図示
※原形の復旧
・良土にて設計地盤まで盛土整地する。 範囲(図示) 厚さ() [2.5.1]
防水改修工事
1 シーリング
シーリング改修工法の種類 [3.1.4][3.7.4〜3.7.7][表3.1.2]
・シーリング充填工法 ○シーリング再充填工法 ・拡張シーリング再充填工法
・ブリッジ工法
ポンドブレーカー張り ・適用する [3.7.7]
エッジング材張り ・適用する
シーリング材の種類、施工箇所 [3.1.4][3.7.2][表3.7.1]
※下表による(下表以外は表3.7.1による)
種類(記号) 主成分による区分 施工箇所
○S R-1 シリコーン系 新設流し台等壁取合い部
・S R-2
○M S-2 変成シリコーン系 外壁底立上り、建具取合い部
・F S-2 ポリサルファイド系
・P U-2 ポリウレタン系
・
仕上げを行わない箇所 () [表3.7.1]
シーリング材の目地寸法 [3.7.3]
箇所 打継ぎ/ひび割れ誘発目地 ガラス回りの目地 左記以外の目地
幅(mm) ※20以上 ※※幅及び深さ5以上 [5.13] ※10以上
深さ(mm) ※10以上 .3]による場合を除く) ※10以上
接着性試験 [3.7.8]
※簡易接着性試験 ・引張接着性試験
可とう性エポキシ樹脂 [4.2.4]
JIS A 6024による。
比重 押出し性(秒) スランプ(Mm) 質量変化率(%) 引張り強さ(MPa) 破断時伸び(%) 引張り接着性
表示値 ±0.10 60以下 3.0以下 5.0以下 低温 1.0以上 低温 30.0以上 最大引張強さ 1.0MPa以上
加熟劣化1.0以上 加熟劣化30.0以上 破断時の伸び 10.0%以上
1) 均質で有害と認められる異物の混入がないこと。
2) 対象とする被着体を侵さず、かつ周囲を汚損しないこと。
3) 常温常湿(温度20±15℃、湿度65±20%)において製造所の指定する期間又は製造後6ヶ月保存した後であっても、品質・性能が上記の各項目に適合していること。
バテ状エポキシ樹脂 [4.2.4]
JIS A 6024による。
初期硬化性(MPa) 接着強さ(MPa) 圧縮強さ(MPa) 曲げ強さ(MPa) 硬化収縮率(%)
標準2.0以上 標準6.0以上 50.0以上 30.0以上 3.0以下
1) 均質で有害と認められる異物の混入がないこと。
2) 対象とする被着体を侵さず、かつ周囲を汚損しないこと。
3) 常温常湿(温度20±15℃、湿度65±20%)において製造所の指定する期間又は製造後6ヶ月保存した後であっても、品質・性能が上記の各項目に適合していること。
4) 試験方法は、JIS A 6024(建築補修用注入エポキシ樹脂)に準じる。
エポキシ樹脂モルタル [4.2.4]
JIS A 6024による。
だれ 接着強さ(MPa) 圧縮強さ(MPa) 曲げ強さ(MPa)
形状に異常がなく、 1.0以上 20.0以上 10.0以上
だれが生じないこと (3日後の値)
1) こて塗りが容易で、かつ、硬化後の仕上がり良好であること。
2) 均質で有害と認められる異物の混入がないこと。
3) 「労働安全衛生法」に基づく「有機溶剤中毒予防規則」に規定された第一種有機溶剤を使用しないこと。
4) 常温常湿(温度20±15℃、湿度65±20%)において製造所の指定する期間又は製造後6ヶ月間保存した後であっても、品質・性能が上記の各項目の規定に適合していること。
ポリマーセメントモルタル [4.2.4]
だれ 曲げ強さ(N/mm2) 圧縮強さ(N/mm2) 接着強さ(N/mm2)
下がり量 表面状態 標準条件 特殊条件
5mm以内 ひびわれの発生がないこと 6.0以上 20.0以上 1.0以上 0.8以上 0.5以上
1) 透水性 裏面のぬれ、水滴の付着がないこと。
2) 均質で有害と認められる異物の混入がないこと。
3) ポリマーセメントモルタルに用いる高分子エマルションは、常温常湿において製造後6ヶ月保存しても変質しないこと。

6 工事用水・電力

仮囲い
仮設物撤去後の整地・跡片付け
防水改修工事
1 シーリング

7 仮囲い

仮設物撤去後の整地・跡片付け

8 仮設物撤去後の整地・跡片付け

防水改修工事

1 材料品質

可とう性エポキシ樹脂 [4.2.4]
JIS A 6024による。
比重 押出し性(秒) スランプ(Mm) 質量変化率(%) 引張り強さ(MPa) 破断時伸び(%) 引張り接着性
表示値 ±0.10 60以下 3.0以下 5.0以下 低温 1.0以上 低温 30.0以上 最大引張強さ 1.0MPa以上
加熟劣化1.0以上 加熟劣化30.0以上 破断時の伸び 10.0%以上
1) 均質で有害と認められる異物の混入がないこと。
2) 対象とする被着体を侵さず、かつ周囲を汚損しないこと。
3) 常温常湿(温度20±15℃、湿度65±20%)において製造所の指定する期間又は製造後6ヶ月保存した後であっても、品質・性能が上記の各項目に適合していること。
バテ状エポキシ樹脂 [4.2.4]
JIS A 6024による。
初期硬化性(MPa) 接着強さ(MPa) 圧縮強さ(MPa) 曲げ強さ(MPa) 硬化収縮率(%)
標準2.0以上 標準6.0以上 50.0以上 30.0以上 3.0以下
1) 均質で有害と認められる異物の混入がないこと。
2) 対象とする被着体を侵さず、かつ周囲を汚損しないこと。
3) 常温常湿(温度20±15℃、湿度65±20%)において製造所の指定する期間又は製造後6ヶ月保存した後であっても、品質・性能が上記の各項目に適合していること。
4) 試験方法は、JIS A 6024(建築補修用注入エポキシ樹脂)に準じる。
エポキシ樹脂モルタル [4.2.4]
JIS A 6024による。
だれ 接着強さ(MPa) 圧縮強さ(MPa) 曲げ強さ(MPa)
形状に異常がなく、 1.0以上 20.0以上 10.0以上
だれが生じないこと (3日後の値)
1) こて塗りが容易で、かつ、硬化後の仕上がり良好であること。
2) 均質で有害と認められる異物の混入がないこと。
3) 「労働安全衛生法」に基づく「有機溶剤中毒予防規則」に規定された第一種有機溶剤を使用しないこと。
4) 常温常湿(温度20±15℃、湿度65±20%)において製造所の指定する期間又は製造後6ヶ月間保存した後であっても、品質・性能が上記の各項目の規定に適合していること。
ポリマーセメントモルタル [4.2.4]
だれ 曲げ強さ(N/mm2) 圧縮強さ(N/mm2) 接着強さ(N/mm2)
下がり量 表面状態 標準条件 特殊条件
5mm以内 ひびわれの発生がないこと 6.0以上 20.0以上 1.0以上 0.8以上 0.5以上
1) 透水性 裏面のぬれ、水滴の付着がないこと。
2) 均質で有害と認められる異物の混入がないこと。
3) ポリマーセメントモルタルに用いる高分子エマルションは、常温常湿において製造後6ヶ月保存しても変質しないこと。

外壁改修工事(共通事項)

1 材料品質

外壁改修工事

1 ひび割れ部改修工法

2 欠損部改修工法

3 浮き部改修工法

外壁改修工事

1 既存塗膜等の除去及び下地処理

2 下地調整材

項目

特記事項

ポリマーセメントスラリー [4.3.5]
拡がり速さ(cm/s) 長さ変化率(収縮)(%) 引張接着性(材齢28日)(N/mm2) 曲げ強度(材齢28日)(N/mm2) 吸水率(72時間)(%) 劣化曲げ強さ(N/mm2)
3以上 3以下 0.49以上 4.9以上 15以下 4.9以上
1) 保水係数 0.35〜0.55
2) 粘調係数 0.50〜1.00
3) 均質で有害と認められる異物の混入がないこと。
4) ポリマーセメントスラリー用の材料は、常温常湿において製造後6ヶ月保存しても変質しないこと。
既調合モルタル [4.3.10]
モルタル下地としたタイル工事に使用する張付け用モルタルとして、セメント、細骨材、混和材等を予め工場において所定の割合に配合した材料とする。
保水率(%) 単位容積質量(kg/L) 接着強さ 標準養生 温冷繰返し後 長さ変化率(%) 曲げ強さ(N/mm2)
70.0以上 1.8以上 0.6N/mm2以上 0.4N/mm2以上 0.2以下 4.0以上

外壁改修工事

モルタル塗り仕上げ

1 ひび割れ部改修工法

※樹脂注入工法 [4.2.5(1)〜(5)][4.3.6]
種類 ひび割れ幅(mm) 注入口間隔(mm) 注入量(ml/m)
※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法 0.2以上1.0以下 ※200〜300 ※製造所の仕様・130
・手動式エポキシ樹脂注入工法 0.2以上0.3未満 ・50〜100 ※40
・機械式エポキシ樹脂注入工法 0.3以上0.5未満 ・100〜200 ※70
0.5以上1.0以下 ・150〜250 ※130
コア抜取り検査 ※行わない
・行う(長さ500mごと及びその端数につき1個。補修方法は図示による)
・Uカットシール材充填工法 [4.2.6][4.3.7]
・シーリング材
充填材料 ※1成分形又は2成分形ポリウレタン系
ポリマーセメントモルタルの充填 ※行う・行わない
・可とう性エポキシ樹脂
・シール工法 [4.2.7][4.3.8]
・パテ状エポキシ樹脂
・可とう性エポキシ樹脂
※充填工法 [4.2.8(3)(4)][4.3.9]
※エポキシ樹脂モルタル
・ポリマーセメントモルタル
・モルタル塗替え工法 [4.3.10]
仕上げ厚又は全塗厚が25mmを超える場合の処置
※ステンレス製アンカーピン縦横φ200打込、ステンレス製ラス等張り ・図示

2 欠損部改修工法

3 浮き部改修工法

外壁改修工事

1 既存塗膜等の除去及び下地処理

2 下地調整材

項目

特記事項

既存塗膜の劣化部の除去及び下地の処理の工法 [4.5.4]
工法 処理範囲
・サンダー工法 ※既存仕上面全体 ・図示
・高圧水洗工法 ※既存仕上面全体 ・図示
・塗膜はく離剤工法 ※既存仕上面全体 ・図示
※水洗い工法 ※既存仕上面全体 ・図示
・他工法の処理範囲以外の既存仕上面全体
石綿含有仕上塗材の除去は、環境配慮改修工事による。
材料 ※下地調整塗材 ※C-1() ・C-2() ・CM-2() [4.5.2〜4.5.4]
・ポリマーセメントモルタル
工法 ※製造所の仕様による ○合成樹脂エマルションシーラー [4.5.4]

係

係長

課長補佐

課長

図面番号

鈴木

笹岡

濱口

松本

A-02

工事名

春野関陽市営住宅14号棟火災復旧工事

図面名

改修特記仕様書(2) 2024.04 縮尺 1/

作図

年

月

日

T.M建築設計事務所

高知市大津乙389-26 TEL088-866-7356 FAX088-866-7356

事務所登録 高知県知事登録第1130号

1級建築士 大臣登録第180151号 三谷 長生

高知市 都市建設部 公共建築課

[illegible]

⑤

塗装の種類別

[7.3.2, 7.5.2~7.13.2][表7.5.1~表7.13.1]

略号	塗装	塗装面	塗替え	新規
○ SOP	合成樹脂調合ペイント塗り 塗料の種類 ※1種	木部(屋外)	※B種	※A種
		木部(屋内)	※B種	※B種
		鉄鋼面	※B種	※B種・A種
		亜鉛めっき鋼面	※B種	※B種
		銅製建具 (亜鉛めっき鋼面)	※A種	※B種
・CL	クリヤラッカー塗り		※B種	・A種 ※B種
・NAD	アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り		※B種	・A種 ※B種
・DP	耐候性塗料塗り 上塗り塗料等級 ・1級 ・2級 ・3級	鉄鋼面	表7.8.1	表7.8.1
		亜鉛めっき鋼面	表7.8.2	表7.8.2
		コンクリート面及びECP面	・A-2 ・B-2 ・C-2	・A-1 ・B-1 ・C-1
		コンクリート面	※B種	※B種・A種
・EP-G	つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り	モルタル面	※B種	※B種・A種
		プラスター面	※B種	※B種・A種
		せつこうボード面	※B種	※B種・A種
		その他ボード面	※B種	※B種・A種
		屋内木部	※B種	※A種
		屋内鉄鋼面	※B種	※A種・B種
		屋内亜鉛めっき鋼面	※A種	※A種・B種
		コンクリート面	※B種	※B種・A種
・EP	合成樹脂エマルジョンペイント塗り	モルタル面	※B種	※B種・A種
		プラスター面	※B種	※B種・A種
		せつこうボード面	※B種	※B種・A種
		その他ボード面	※B種	※B種・A種
○UC	ウレタン樹脂ワニス塗り		※B種	※B種
・ステイン	・ピグメントステイン塗り		表7.12.1	表7.12.1
・塗り	・オイルステイン塗り(OS)			
・WP	木材保護塗料塗り		※B種	※B種
CL	A種の場合の塗料の種類			
UC	着色			
OS	仕様			

木工事

①

ホルムアルデヒド放散量

※12.2.1(1) (9) のいずれかによる。(12.2.1)

2

目視検査

日本農林規格以外の製材及び集成材について、目視による材の欠点がないことの確認は、樹種ごとに無作為に抽出し、その抽出割合は10%とする。

③

製材

○下地用製材

(12.2.1)(表12.2.1)

施工箇所	※図示
樹種	・杉 ○桧
寸法(mm)	※図示
等級	日本農林規格を使用する場合 : ・1級 ※2級 日本農林規格以外を使用する場合 : ※特一等 ○一等
含水率	※15%以下
保存処理	○ACQ注入
防虫処理	○行う ・行わない
難燃処理	・行う ・行わない

下地用合板

・「合板の日本農林規格」による普通合板(12.2.1)(12.3.2)

施工箇所(品名)	厚さ(mm)	単板の樹種名	接着の程度	板面の品質	防虫処理	難燃処理	防火処理
	※5.5	・ラワン ・しな	※1類 ・2類	広葉樹(※2等以上) 針葉樹(※C-D以上)	・	・	・

○「合板の日本農林規格」による構造用合板

施工箇所(品名)	厚さ(mm)	単板の樹種名	接着の程度	等級	板面の品質	防虫処理	強度等級
屋根下地	※12.0	○針葉樹	※1類 ○特類	※2級以上 ・1級	※C-D以上 ・	・	※指定しない ・

④

合板等

屋根及びとい工事

①

長尺金属板葺

(13.2.2)(13.2.3)(表13.2.1)

施工箇所	板及びコイルの種類	塗膜の耐久性、めっき付着量等の種類及び記号	厚さ(mm)	屋根葺形式	下地
屋根	※JIS G 3322の屋根用コイル	塗装溶融55%Zn-亜鉛合金めっき鋼板	0.4	・心木なし瓦棟葺 ○緩やかな葺・横葺	合板

下葺材料

・アスファルトルーフィング940

○改質アスファルトルーフィング下葺材

(○一般タイプ ・複層基材タイプ ・粘着層付タイプ)

工法

建築基準法に基づく風圧力の(※1・1.15・1.3)倍の風圧力に対して構造耐力上安全である工法

横葺きの場合は納め ・つかみ込み納め ・けらば包み納め

②

とい

[3.8.2][表3.8.1]

材	種	寸	法	施	工	箇	所
・硬質ポリ塩化ビニル管(VP)				※たてどい			
○硬質ポリ塩化ビニル管カラー(カラーVP)	75φ			※たてどい			
○硬質塩化ビニル雨どい	前高120型			※軒どい	・たてどい		

とい受金物及び足金物の材種、形状及び取付け間隔

材種: ※ステンレス製 ・溶融亜鉛めっき その他: ※表3.8.2による

防露材のホルムアルデヒド放出量 ※F☆☆☆☆

既存のといその他の撤去 ※図示

降雨等に対する養生方法 ※表3.8.4による

銅管製といの防露巻き

たてどい受金物の取付け

ルーフドレンの取付け

・水はけがよく、床面より下げ、周囲の隙間にモルタルを充填する。

項目

外壁改修フロー及び数量

ユニット及びその他工事

①

ステンレス流し台

※図示(公表価格 円程度)

○優良住宅部品 (53,000円程度)
サイドガード付、直管配管用袋ナットセット共

②

コンロ台

※図示(公表価格 円程度)

○優良住宅部品 (29,000円程度)

③

吊戸棚

※図示(公表価格 円程度)

○優良住宅部品 (33,000円程度)
不燃仕様

④

水切り棚

※図示(公表価格 円程度)

○優良住宅部品 (21,000円程度)
スランパ製(2段)

⑤

換気フード

※図示(公表価格 円程度)

○優良住宅部品 (38,000円程度)
フードのみ

○モルタル塗り仕上げ外壁の場合

外壁調査(施工数量調査)

旧仕上の撤去 ・全面 ※図示

ひび割れ部改修

欠損部改修

浮き部改修

モルタル撤去 ・しない ・する

樹脂注入工法(注1)

Uカットシール材
充填工法

シール工法

充填工法

モルタル
塗替工法

充填工法

モルタル
塗替工法

部分モルタル
樹脂
一般部分
指定部分
狭幅部

全面モルタル
樹脂
一般部分
指定部分
狭幅部

全面ポリマー
セメントスラリー
一般部分
指定部分
狭幅部

下地調整塗材 ・全面 ※図示

仕上塗材仕上げ ・全面 ※図示

(注1)

ひび割れ幅(mm)が、A)0.2以上1.0以下、B)0.2以上0.3未満、C)0.3以上0.5未満、D)0.5以上1.0以下を示す

A)は自動式低圧エキボシ樹脂注入工法を示し、

B)・C)・D)は手動式エキボシ樹脂注入工法、機械式エキボシ樹脂注入工法を示す。

※ 外壁調査(施工数量調査)の結果により、工法及び数量は監督職員と協議等により決定する。

T.M建築設計事務所

高知市大津2-389-26 TEL088-866-7356 FAX088-866-7356

事務所登録 高知県知事登録第1130号

1級建築士 大臣登録第180151号 三谷 長生

高知市 都市建設部 公共建築課

工事名

春野関脇市営住宅14号棟火災復旧工事

図面名

改修特記仕様書(4) 2024.04 縮 尺 1 /

係

鈴木

係長

世岡

課長補佐

濱口

課長

鈴木

図面番号

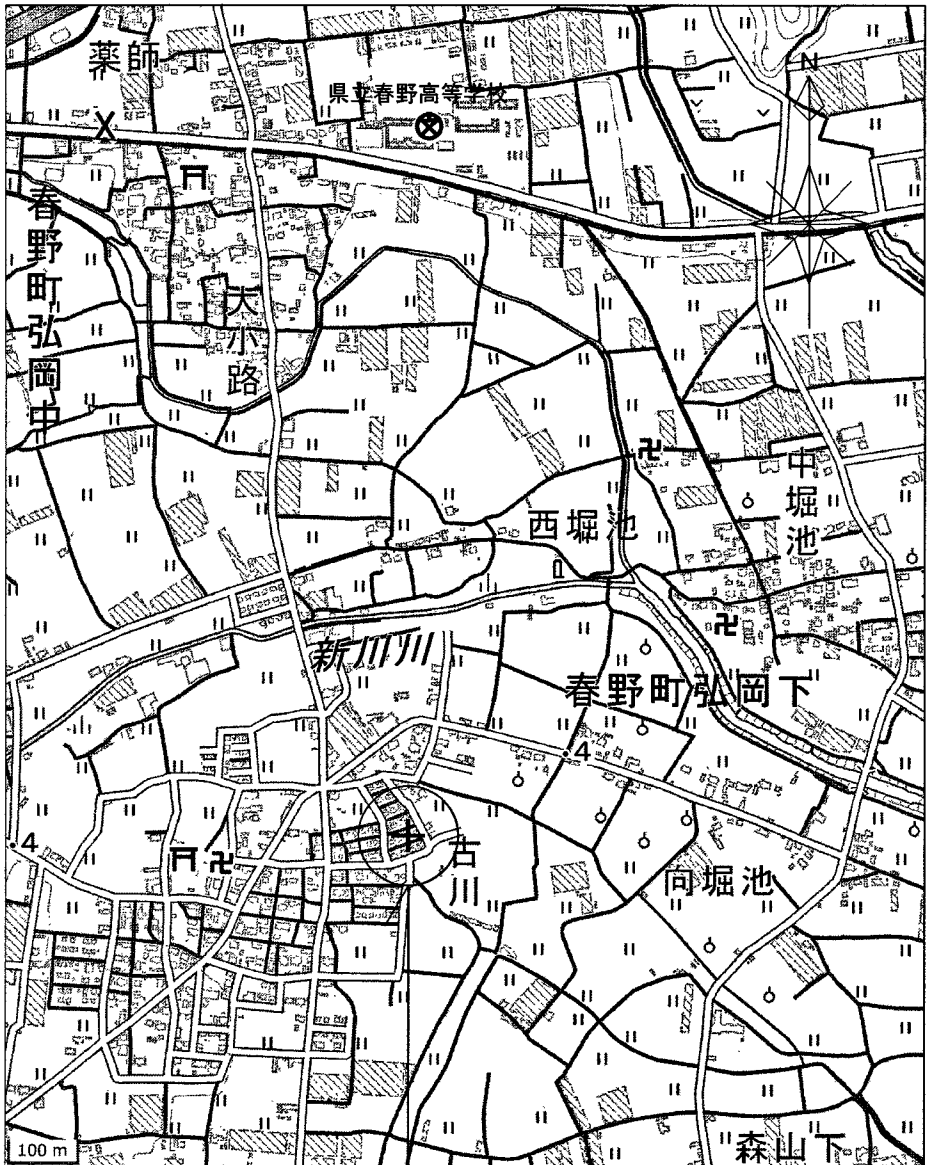
A-04

作図

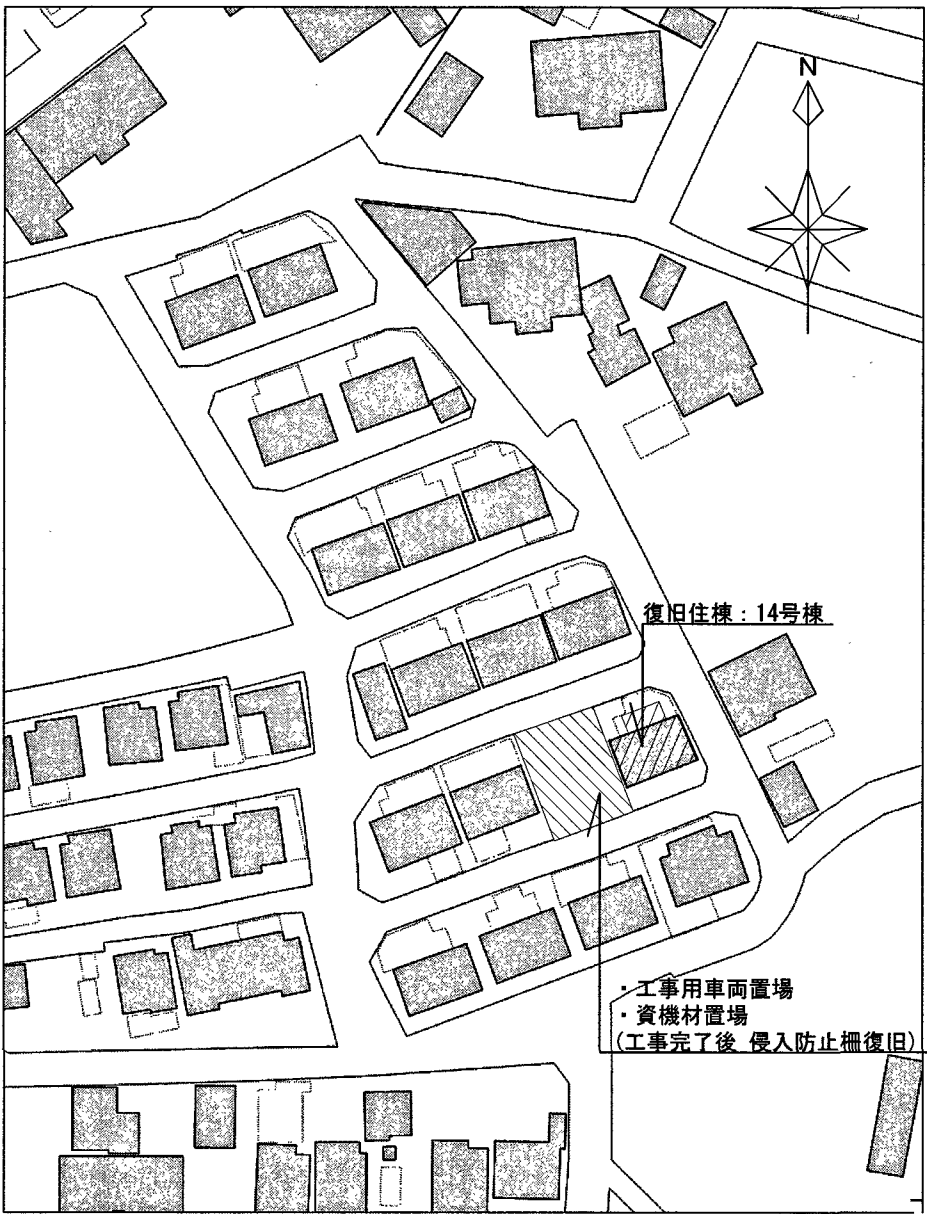
年

月

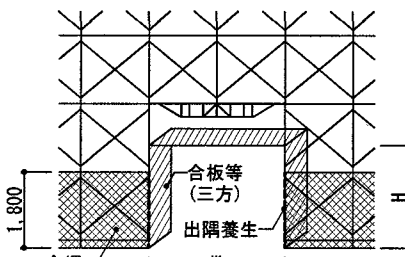
日

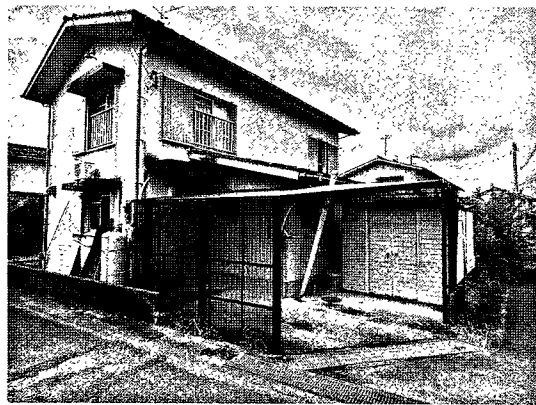
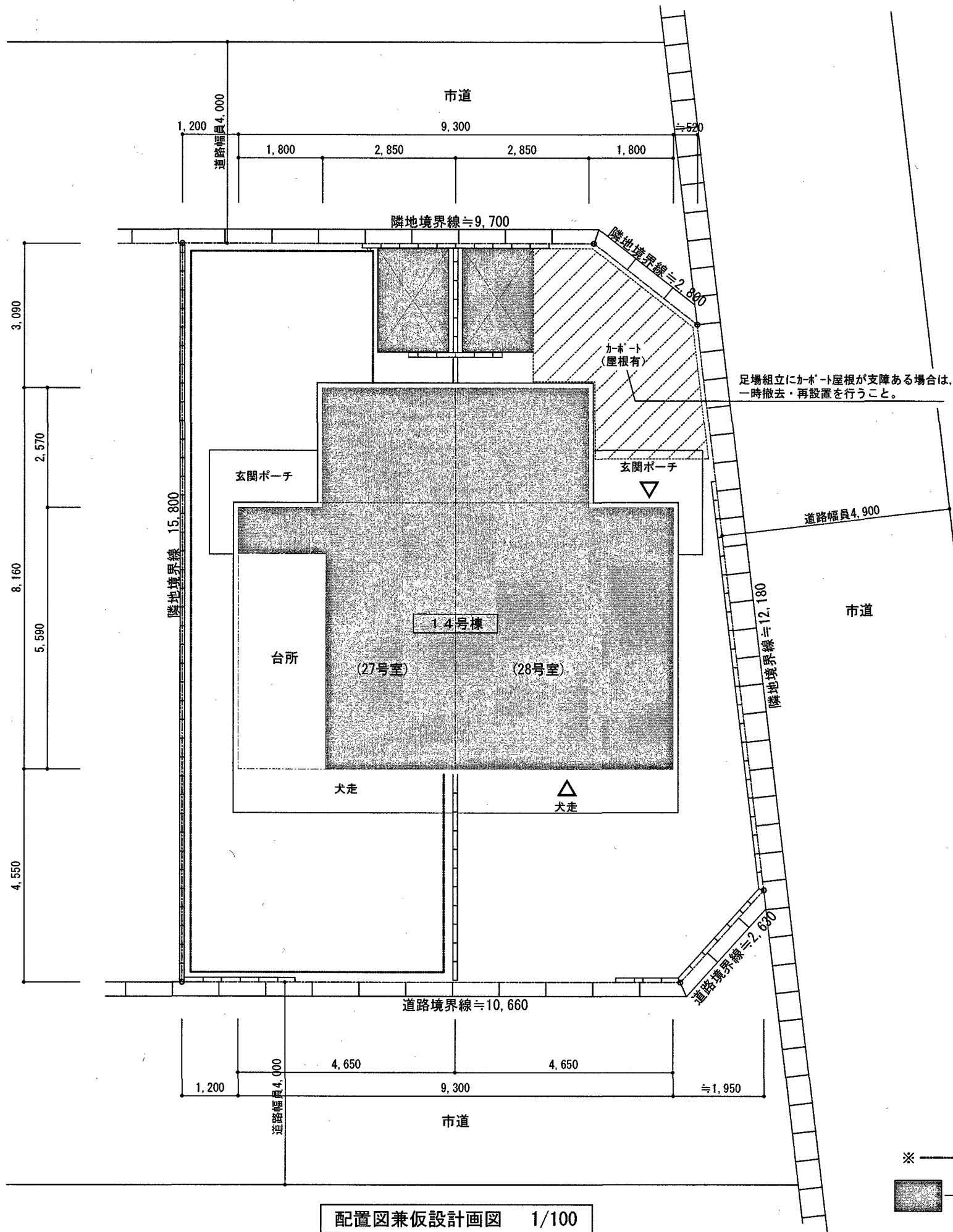


付近見取図

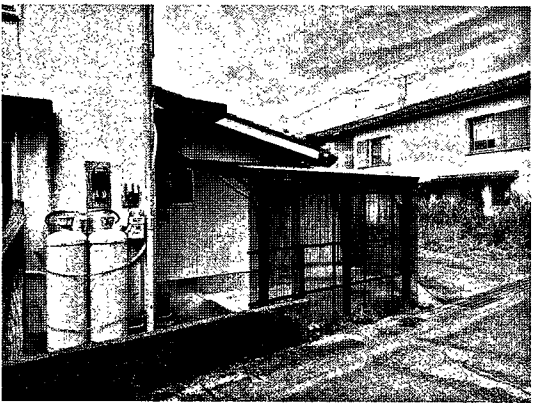


案内図

工 事 概 要	
建物概要	春野関脇市営住宅 14号棟
工事概要	隣家の火災により被災した14号棟の主屋根、外壁、台所の復旧工事 一式
工事項目	工 事 内 容 等
主 屋 根 復 旧	1. 主屋根全面：既存厚型スレート撤去のうえガルバリウム鋼板（ア）0.4mm厚 葺き新設 2. 主屋根軒樋：既存塩ビ製角樋撤去のうえ塩ビ角樋前高120 SUS受け金物共新設 3. 主屋根壁樋：VU75φ撤去のうえVP75φ SUS樋み金物共新設
外 壁 復 旧	1. 西・南面：浮き範囲モルタル塗替工法 2. 西（全面）・南（一部）：水洗い・下地調整のうえ外装薄塗材吹付 3. 雨 戸：既存撤去・新設 4. 換気パイプ：50φ（南面2本）撤去・新設 125×75角（西面2本）撤去・SUSα「イ」フット100φ新設
台 所 復 旧	1. 床：既存ビニル床シート撤去のうえビニル床シート新設 2. 壁：既存壁紙撤去のうえ壁紙新設 3. 天井：既存化粧せつこうボード撤去のうえ化粧せつこうボード新設、塩ビ製廻縁新設 4. 既存造作材：木製巾木UC塗新設、木製廻縁・見切及び廻縁SOP塗替え 5. 既存流し台・コン台・吊戸棚・換気フード・水切り棚全て撤去のうえ新設
■施工条件・注意事項 ○ 28号室に入居しながらの工事となるので、作業時間や内容・大きな騒音や振動を伴う作業については入居者と事前に協議すること。	
■仮設通路詳細図 ▽玄関ポーチ：W=1,800程度、H=3,100程度（既存底上） ▽大走り：W=3,600程度、H=2,700程度（既存底上）  施設利用者が安全に施設に入退場出来るように仮設足場及び、仮設足場と建物とのすき間を型枠用合板等にて三方養生を行うこと。 仮設足場の出隅部は養生すること。	



28号室カーポート写真①



28号室カーポート写真②

※ 仮囲い：ガードフェンス H=1.8m程度（仮囲い内資機材置場として利用可）
— 工事対象外分を示す。

配置図兼仮設計画図 1/100

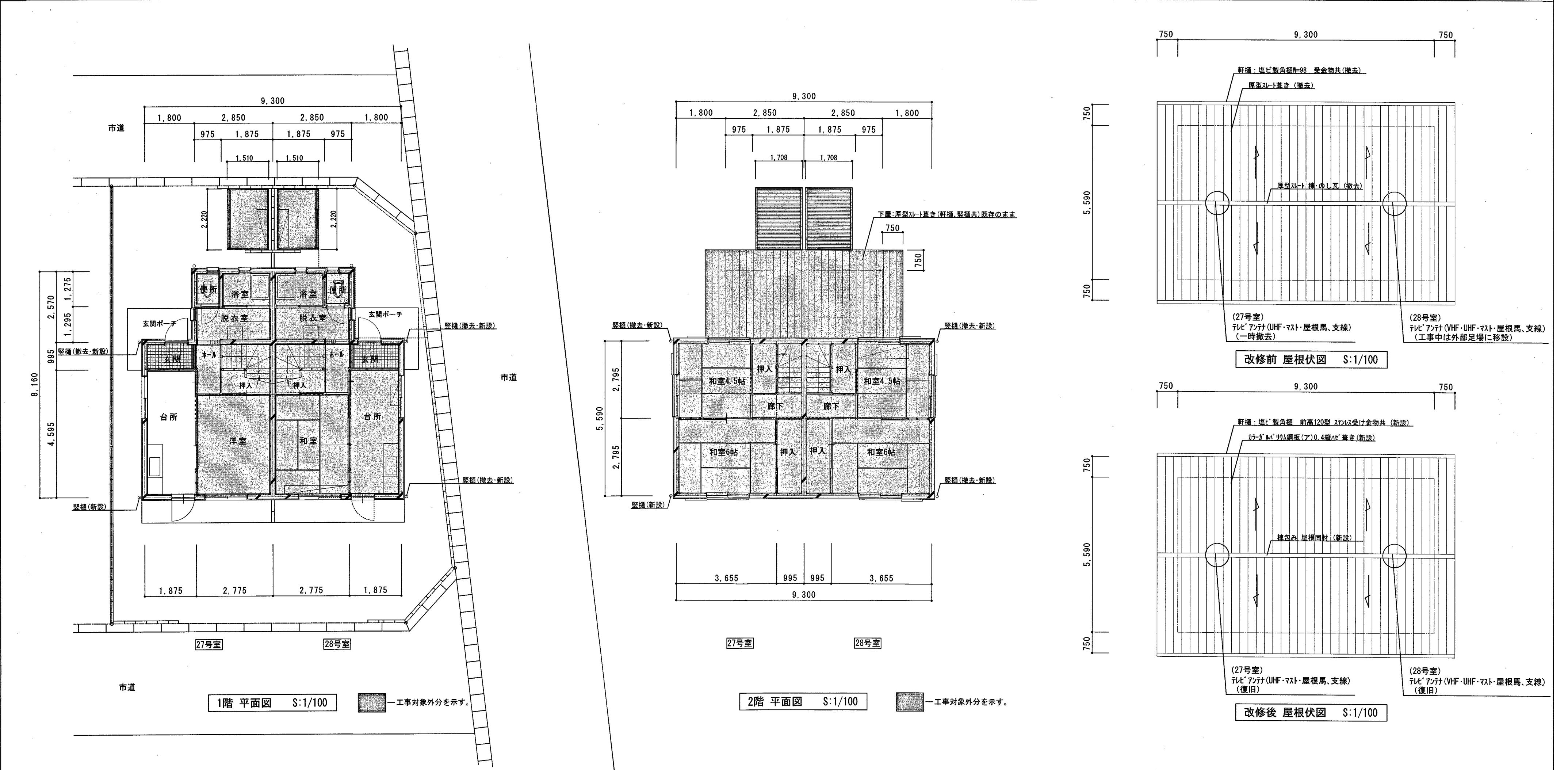
（A3：71%縮小）

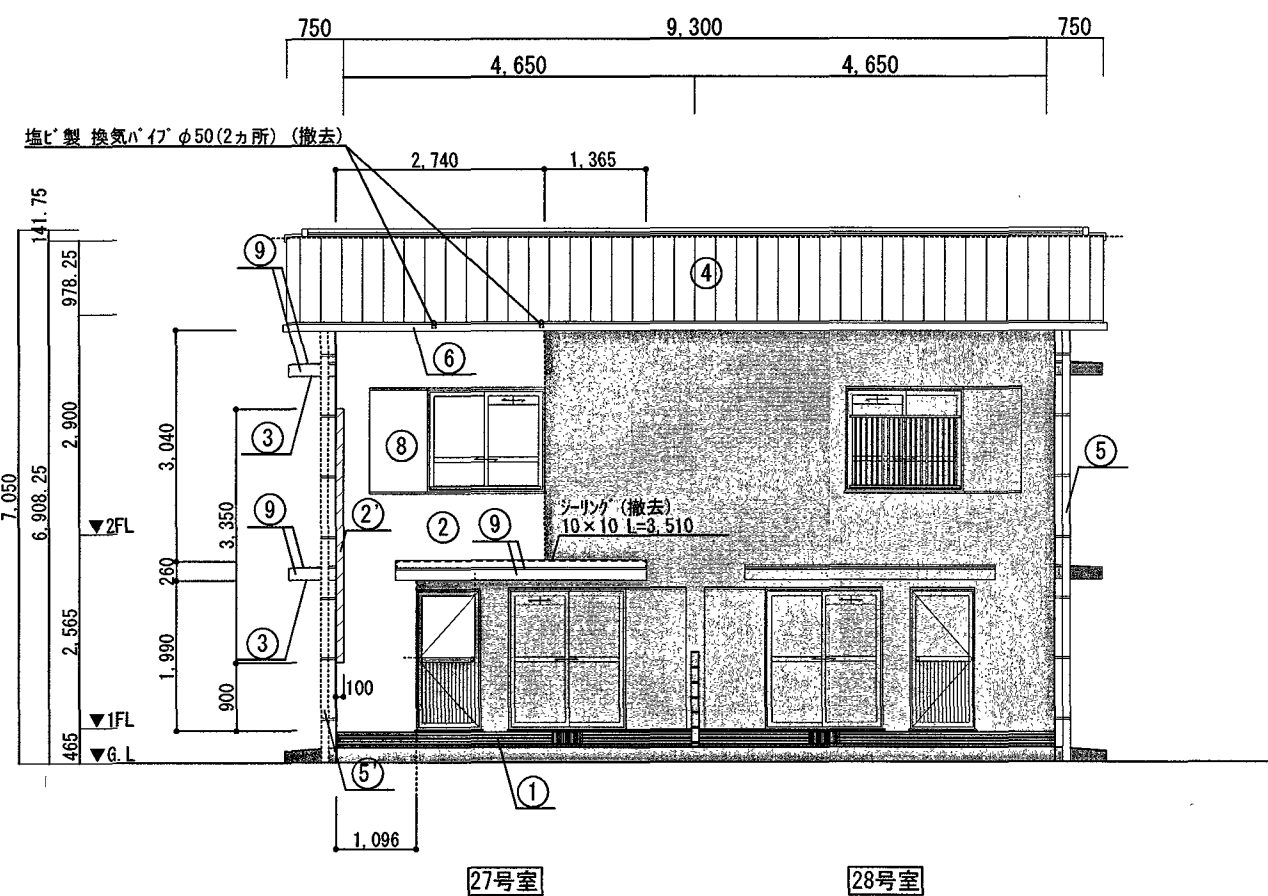
T.M建築設計事務所 高知市大津乙389-26 TEL088-866-7356 FAX088-866-7356 事務所登録 高知県知事登録第1130号 1級建築士 大臣登録第180151号 三谷 長生		工 事 名 春野関脇市営住宅14号棟火災復旧工事 図 面 名 付近見取図・工事概要・配置図兼仮設計画図 縮 尺 1/100	高 知 市 公 共 建 築 課 係 係 長 課 長 補 佐 課 長 鈴木 笹岡 濱口 松本 図面番号 A-05
---	--	---	---

外部仕上表	基礎見エ掛かり		外 壁		軒 天		小 庇		主 屋 根		備 考
	改修前	改修後	改修前	改修後	改修前	改修後	改修前	改修後	改修前	改修後	
	東面	モルタル毛引き(存置)	既存のまま	モルタル(ア)30下地(存置) 77リリシ吹付(存置)	既存のまま	モルタル(ア)20下地(存置) 77リリシ吹付(存置)	既存のまま	防水モルタル(ア)30(存置)	既存のまま	厚型スレート葺き(撤去) 棟瓦共 瓦棧45×54(撤去)	
	西面	同上	水洗い	モルタル(ア)30下地(浮き範囲撤去) 77リリシ吹付(存置)	浮き範囲劣化改修(モルタル塗替工法) 既存範囲水洗い工法、外装薄塗材E吹付(新設)	モルタル(ア)20下地(存置) 77リリシ吹付(存置)	モルタル(ア)20下地(既存のまま) 水洗い工法、外装薄塗材E吹付(新設)	同上	同上		
	南面	同上	一部水洗い	モルタル(ア)30下地(浮き範囲撤去) 77リリシ吹付(存置)	浮き範囲劣化改修(モルタル塗替工法) 既存範囲水洗い工法、外装薄塗材E吹付(新設)	モルタル(ア)20下地(存置) 77リリシ吹付(存置)	モルタル(ア)20下地(既存のまま) 水洗い工法、外装薄塗材E吹付(新設)	同上	同上		
	北面	同上	既存のまま	モルタル(ア)30下地(存置) 77リリシ吹付(存置)	既存のまま	モルタル(ア)20下地(存置) 77リリシ吹付(存置)	既存のまま	同上	同上		

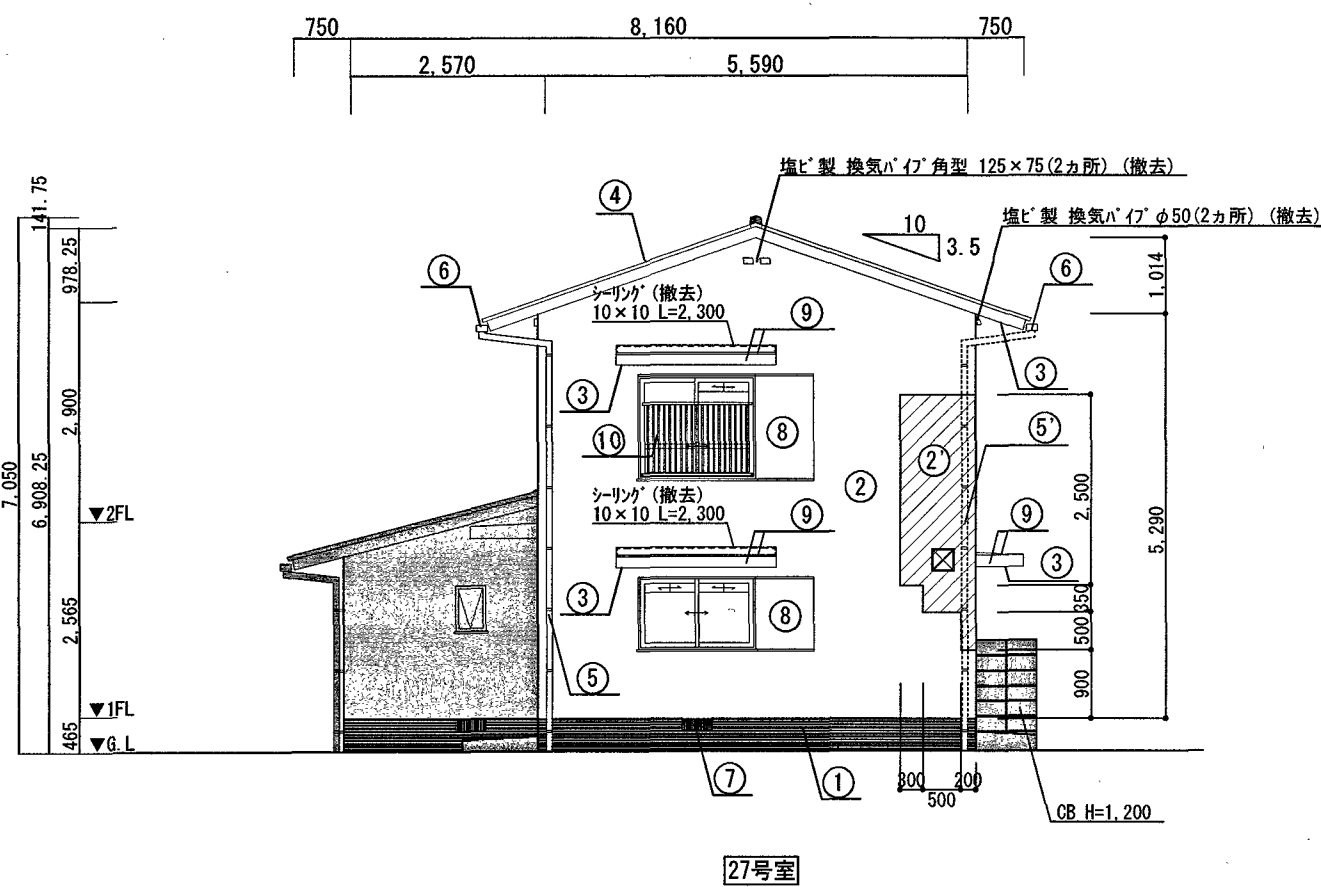
軒樋: 塩ビ製角樋W-98 受金物共(撤去)→
塩ビ製角樋 前高120型 ステンレス製受金物共(新設)
壁樋: VU75φ 掴み金物共(撤去)→
カマVP75φ ステンレス製掴み金物共(新設)
雨戸: 既存雨戸 レール共(撤去・新設)
塩ビ製製換パイプ: 50φ (南面2本) 撤去・新設
木下地 (45×45#455) 防露処理木材
軒先 木下地 (45×120) 防露処理木材
125×75角 (西面2本) 撤去・SUSn イブ7-F 100φ新設
床下換気口: 120×400錆物 (既存のまま)
外壁: モルタル塗り浮き範囲 (撤去・新設)

内部仕上表	室名	床		幅木		壁		天井		廻 縁	天井高	備考	
	27号室 台所		下 地	仕 上	下 地	仕 上	下 地	仕 上	下 地	仕 上			
		改修前	木製床組 707-ﾊﾞﾙ(ﾌ)12 (存置)	ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ(ﾌ)2.0張り (撤去)	ﾗﾝﾅ H=100 (存置)	OS. CL	P.B(ﾌ)9.0 (存置) ﾓﾙﾀﾙ塗り (撤去)	壁紙張り (撤去) 100角ﾌｻﾅ (撤去)	木下地 (45×45@455) (存置)	化粧せつこうﾎｰﾄﾞ(ﾌ)9.0 (撤去)	木製40×30(存置) (見掛り30×15 OP)	2300	流し台 W1,100×D550×H800 (撤去・新設) ｺｰﾅｰ台 W700×D543×H623 (撤去・新設) 吊り戸棚 W1,200×D367×H500 不燃仕様 (撤去・新設) 排気ﾌｰﾄﾞ W600×D600×H500 (新設H600) SUS水切り棚 (2段) W1,200×D270×H472 (撤去・新設)
		改修後	木製床組 707-ﾊﾞﾙ(ﾌ)12 (既存)	ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ(ﾌ)2.0張り (新設)	ﾗﾝﾅ H=100 (既存)	下地調整 (R8種) UC塗	P.B(ﾌ)9.0 (既存) ﾓﾙﾀﾙ塗り金ごて (新設)	壁紙張り (新設) 100角ﾌｻﾅ (新設)	木下地 (45×45@455) (既存)	化粧せつこうﾎｰﾄﾞ(ﾌ)9.5 (新設)	木製40×30(既存)、塩ﾋﾞ製廻縁(新設) (見掛り30×15 SOP塗替え)		

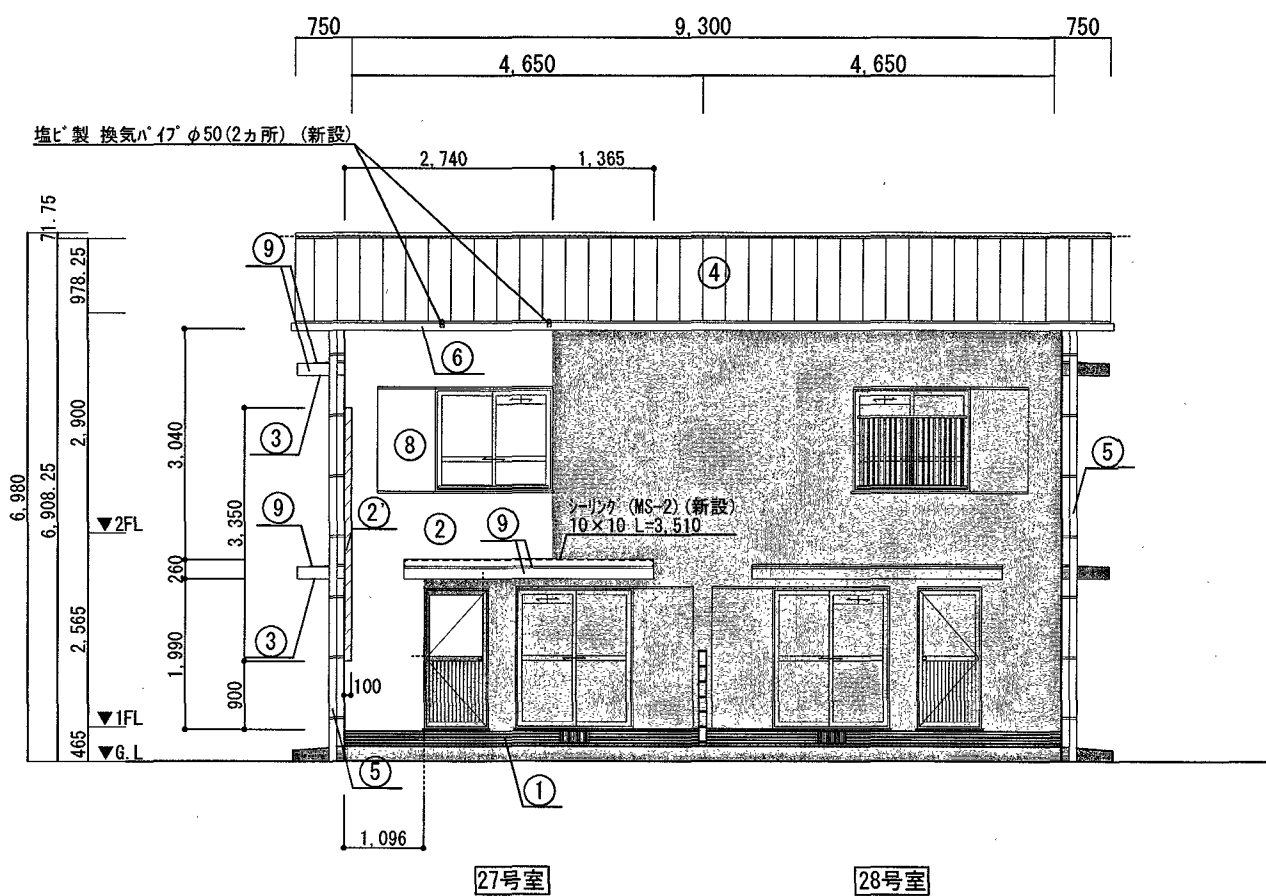




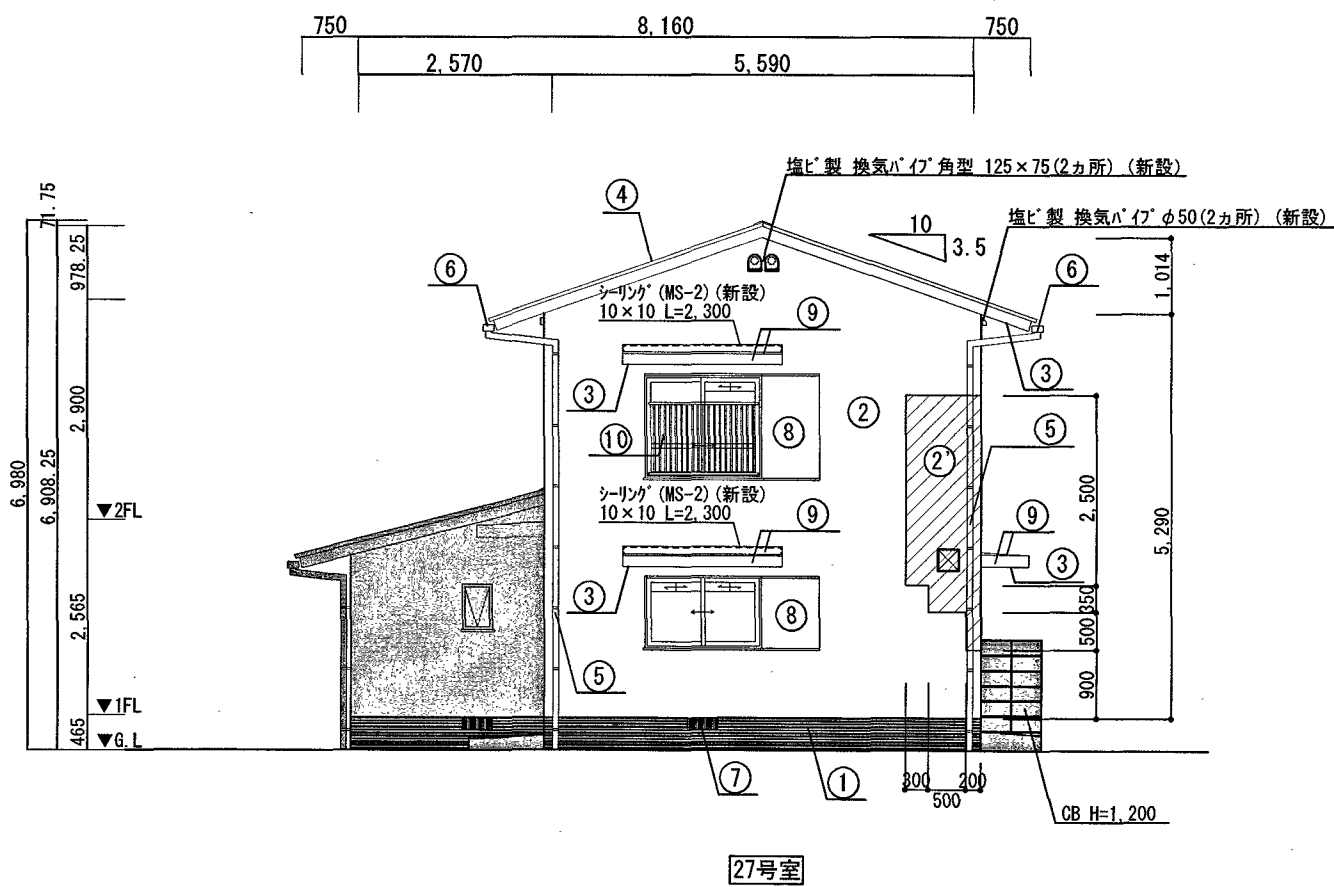
改修前 南面 立面図 S=1/100



改修前 西面 立面図 S=1/100



改修後 南面 立面図 S=1/100



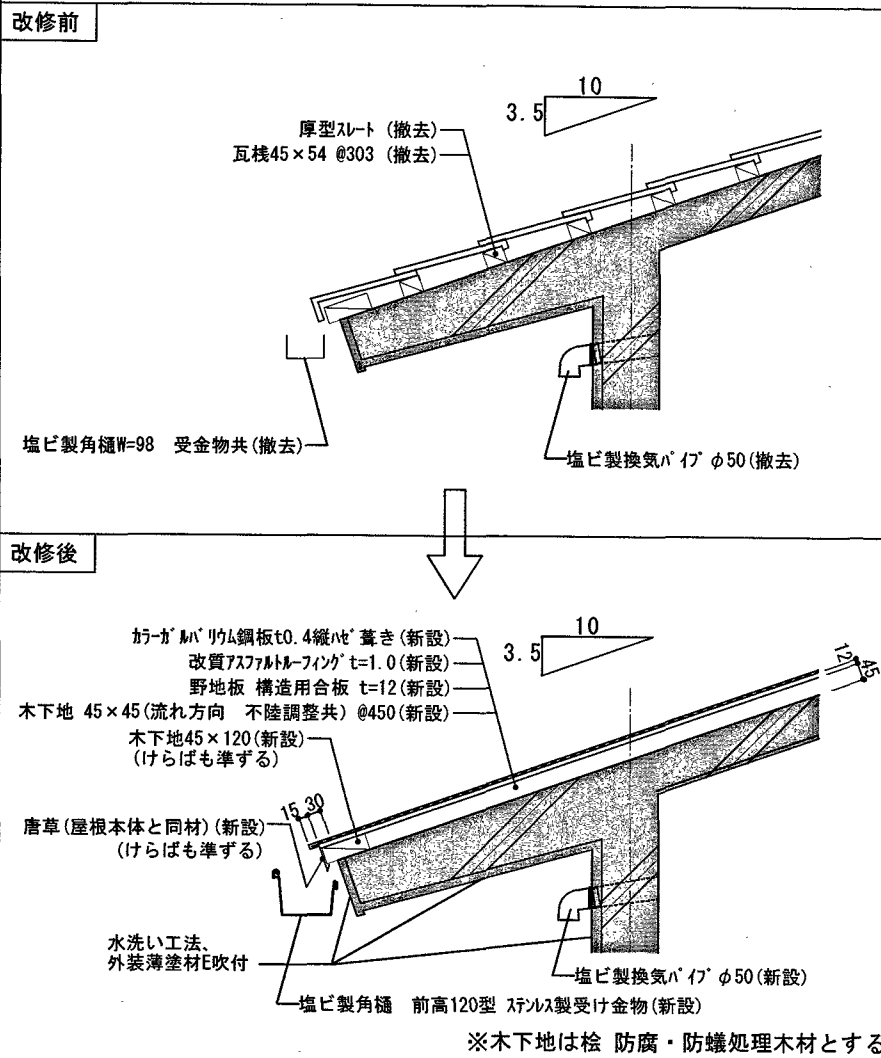
改修後 西面 立面図 S=1/100

仕上表 (改修前)					
①	基礎: 既存刷毛引き (存置)	④	屋根: 厚型スレート葺き (瓦枚45×54) 棟瓦共 (撤去)	⑦	床下換気口: 120×400諸物 (存置)
②	外壁: 既存ALC(ア)30下地 7リットル吹付 (存置)	⑤	壁柱: VU75φ 掘り金物共 (撤去)	⑧	雨戸、雨戸レール共 (撤去)
③	外壁浮き範囲	⑥	壁柱: VU75φ 焼失 掘り金物のみ (撤去)	⑨	庇: 防水既存ALC(ア)30 (存置)
④	軒天: 既存ALC(ア)20下地7リットル吹付 (存置)	⑩	軒樋: 塩ビ製角樋W=98 受金物共 (撤去)	⑩	7R面格子: W1330×h900 (存置)

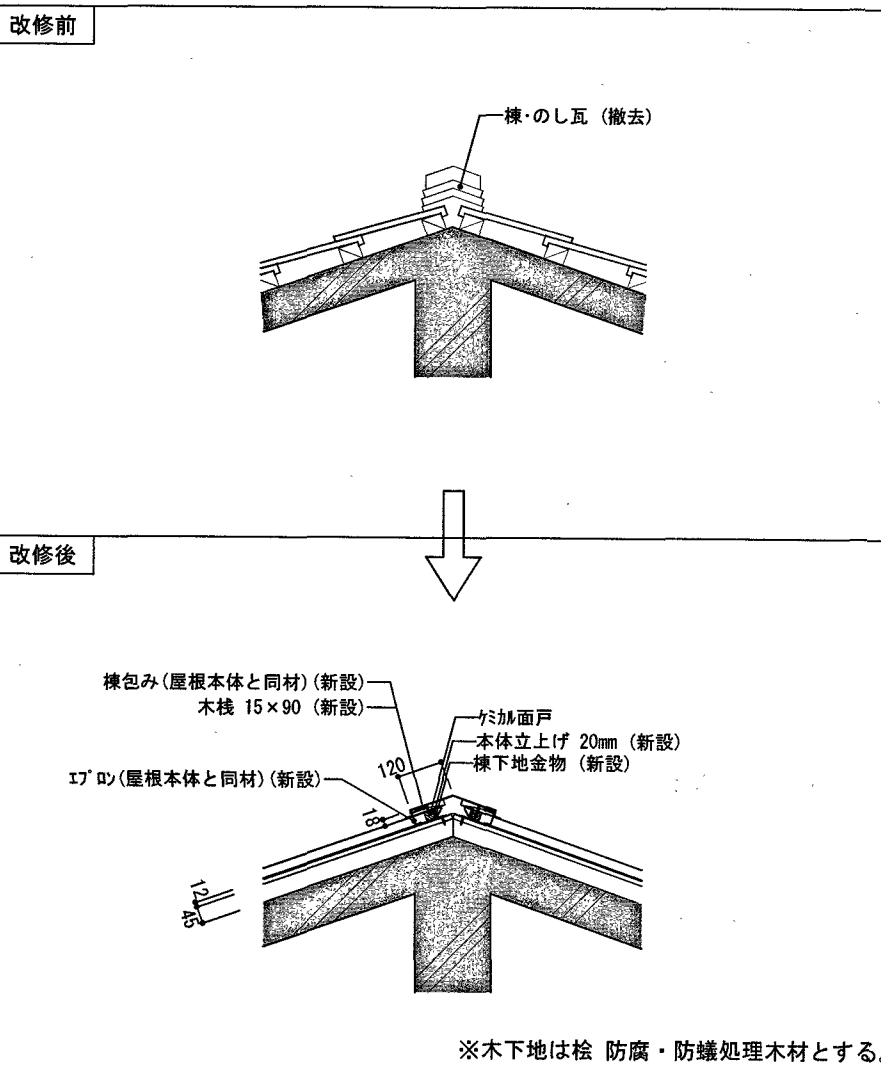
仕上表 (改修後)					
①	基礎: 既存刷毛引き (既存のまま) 水洗いのみ	④	屋根: 既存「ア」バ「リ」鋼板 (ア) 0.4緩「キ」葺き (新設) 改質アスファルトフィッシュ (ア) 1.0 (新設) 構造用合板 (ア) 12 木下地 (45×45@455) 防腐処理木材 (新設)	⑦	床下換気口: 120×400鎖物 (既存のまま)
②	外壁: 水洗い工法・施工数量調査・劣化処理 合成樹脂エポキシ樹脂・外装薄塗材E吹付 (新設)	⑤	壁柱: 既存VP75φ ステンレス製 掘り金物共 (新設)	⑧	雨戸: 雨戸レール共 (新設)
③	外壁浮き範囲: 水洗い工法・施工数量調査・劣化改修 (既存塗装工法) 合成樹脂エポキシ樹脂・外装薄塗材E吹付 (新設)	⑥	軒樋: 塩ビ製角樋 前高120型 ステンレス製受け金物共 (新設)	⑨	庇: 防水既存 (ア) 30 (水洗い工法)
④	軒天: 水洗い工法・施工数量調査・劣化処理 合成樹脂エポキシ樹脂・外装薄塗材E吹付 (新設)			⑩	7R面格子: W1330×h900 (既存のまま)

※雨戸裏の外壁塗装も②による

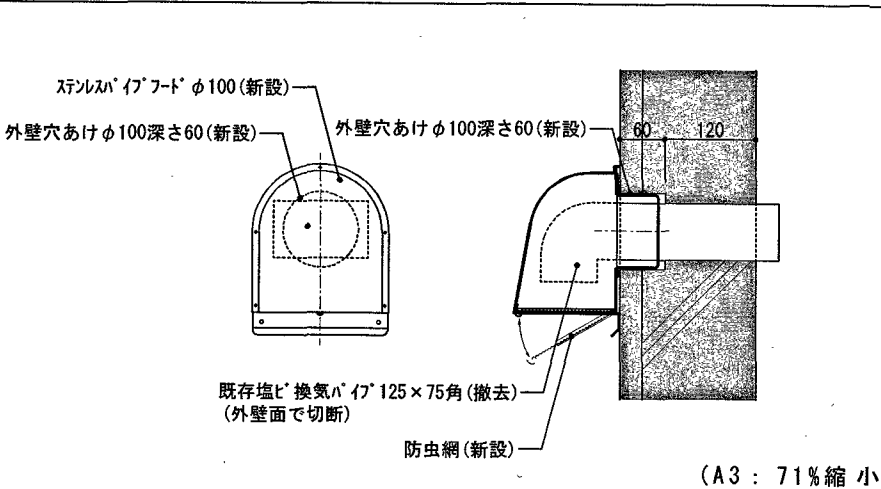
屋根 軒先部分詳細図 S=1/20



屋根 棟部分詳細図 S=1/20



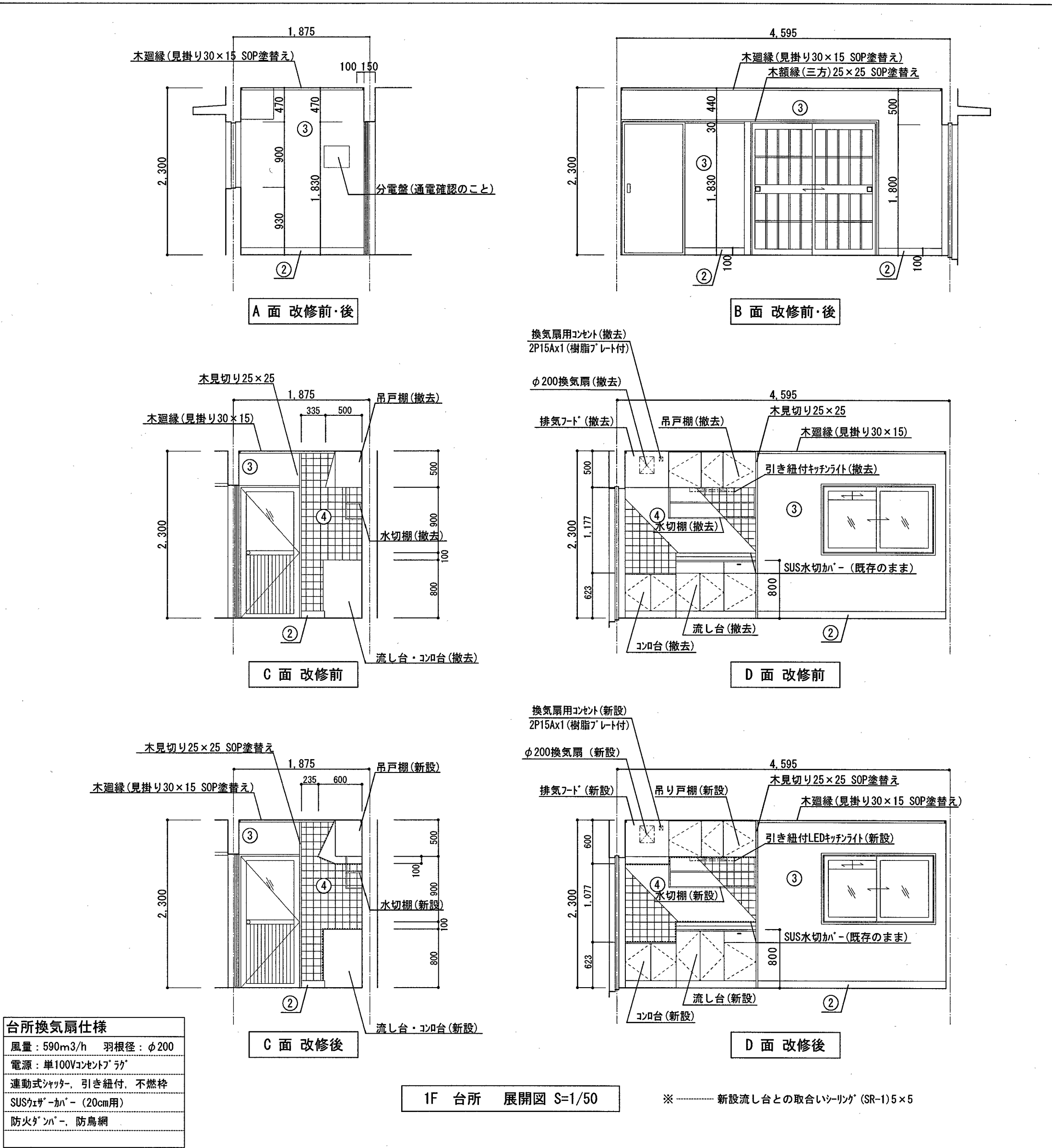
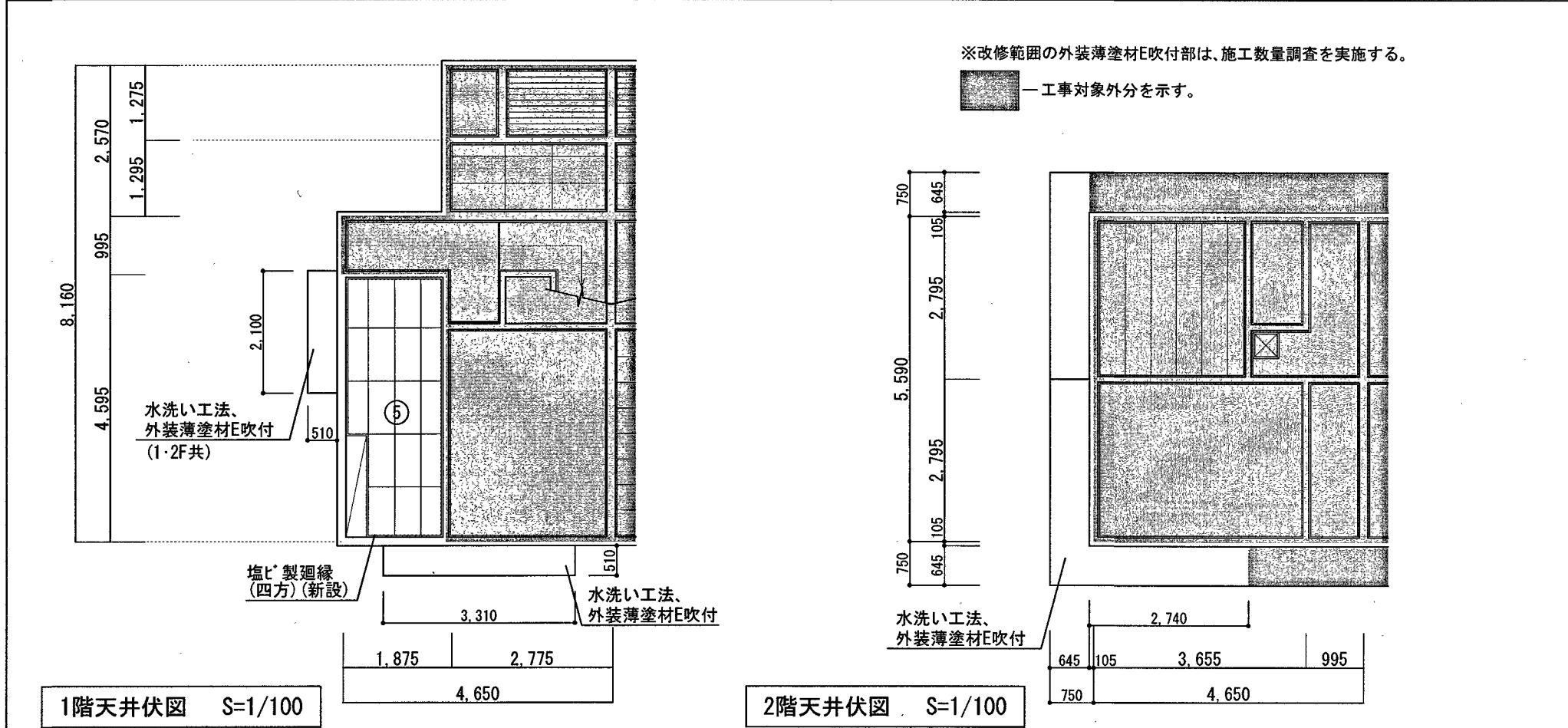
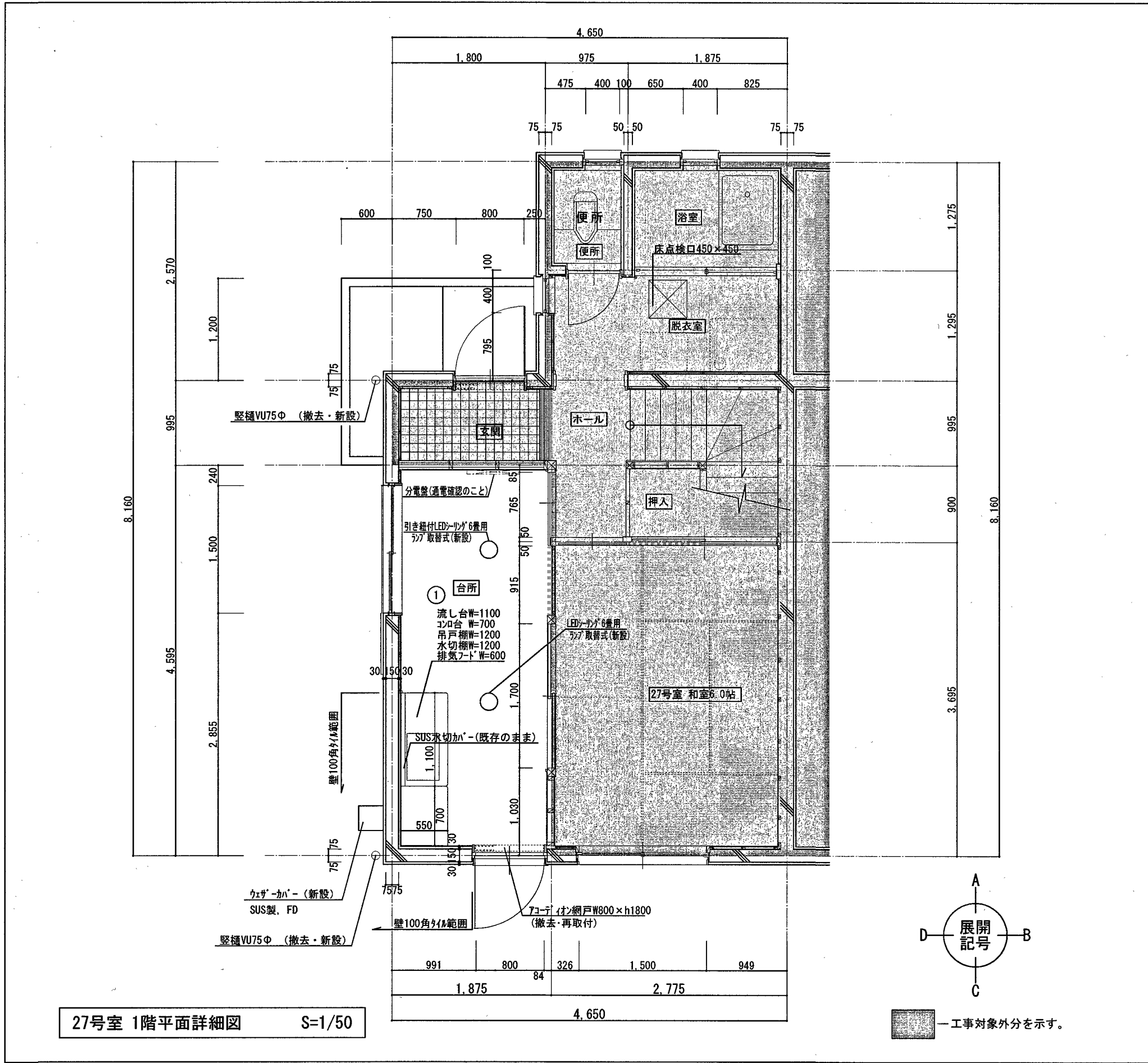
西面 小屋裏換気改修詳細図 S=1/10



(A3: 71%縮小)

T.M建築設計事務所
高知市大津乙389-26 TEL088-866-7356 FAX088-866-7356
事務所登録 高知県知事登録第1130号
1級建築士 大臣登録第180151号 三谷 長生

工事名		高知市公共建築課				図面番号
春野閑院市営住宅14号棟火災復旧工事		係	係長	課長補佐	課長	A-07
図面名 改修前・改修後 立面図・部分詳細図		鈴木	菅岡	濱口	松本	

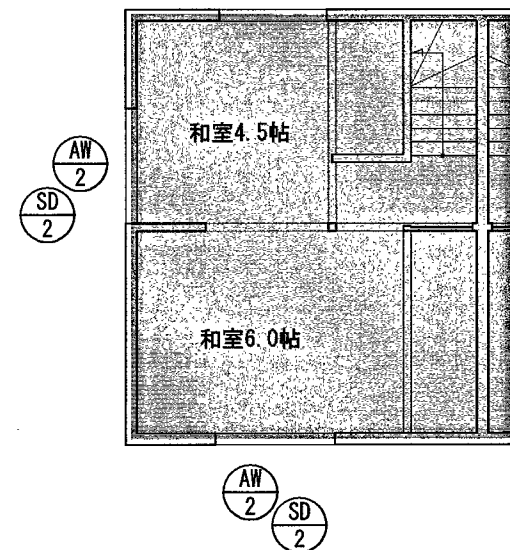


内部仕上表 (平面詳細図・展開図・天井伏図 共通)					備考
	改修前	改修後	下地	仕上	
①	床: 木製床組 フロア材 (ア) 12 (既存)	ビニルシート (ア) 2.0張り (撤去)	床: 木製床組 フロア材 (ア) 12 (既存)	ビニルシート (ア) 2.0張り (新設)	流し台 W1,100×D550×H600 (撤去・新設)
②	幅木: フラ H=100 (既存)	OS, CL	幅木: フラ H=100 (既存)	U.C. 塗 (塗替え)	コンロ台 W700×D543×H623 (撤去・新設)
③	壁: P.B (ア) 9.0 (既存)	壁紙張り (撤去)	壁: P.B (ア) 9.0 (既存)	壁紙張り (新設)	吊戸棚 W1,200×D367×H500 不燃仕様 (撤去・新設)
④	壁: モルタル塗り (撤去)	100角タイル (撤去)	壁: モルタル塗り 金こて (新設)	100角タイル (新設)	排気フード W600×D600×H500 (新設H600) (撤去・新設)
⑤	天井: 木下地 (45×45@455) (既存)	化粧せつこうボード (ア) 9.0 (撤去)	天井: 木下地 (45×45@455) (既存)	化粧せつこうボード (ア) 9.5 (新設)	SUS水切棚 (2段) W1,200×D270×H472 (撤去・新設)

T.M建築設計事務所
高知市大津乙389-26 TEL088-866-7356 FAX088-866-7356
事務所登録 高知県知事登録第1130号
1級建築士 大臣登録第180151号 三谷 長生

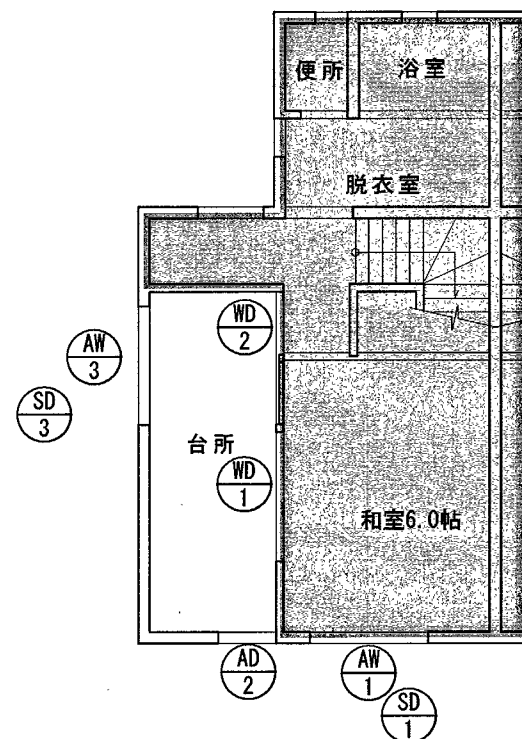
工事名 春野閑臨市営住宅14号棟火災復旧工事
図面名 平面詳細図・展開図・天井伏図 縮尺 1/50, 1/100

高知市公共建築課
係 係長 課長補佐 課長
図面番号 A-08



25号室

2階 建具配置図 S:1/100



1階 建具配置図 S:1/100

— 工事対象外を示す。

建具表 S-1/50				
記号	室名	AW 1 和室 6帖	AW 2 2F 和室 6帖・和室 4.5帖	AW 3 D.K
改修内容		既存のまま	シーリング 打替え (MS-2) 15×10 (4周及び水切り共)	シーリング 打替え (MS-2) 15×10 (4周及び水切り共) 木額縁 (25×90) SOP塗替え
形状				
数量		1カ所	2カ所	1カ所
形式		アルミサッシュ 引違イマド BL型	アルミサッシュ 引違イマド BL型	全 左
寸法		1,500×1,800×60	1,500×1,300×60	1,500×900×60
材質		アルミ	アルミ	全 左
仕上		アルマイト	アルマイト	全 左
硝子		トーメイガラス 厚3.0mm 下段 型板 厚4.0mm	トーメイガラス 厚3.0mm	全 左
金物	錠	クレセント	全 左	全 左
	丁番			
	其ノ他	四方Lピース 可動網戸	四方Lピース 可動網戸 アルミ格子 1,330×900	四方Lピース 可動網戸
記号	室名	SD 1 和室 6帖	SD 2 2F 和室 4.5帖・6帖	SD 3 台所
改修内容		既存のまま	既存雨戸 (レール共) 撤去のうえ雨戸 (レール共) 新設	既存雨戸 (レール共) 撤去のうえ雨戸 (レール共) 新設
形状				
数量		1カ所 (2枚引)	2カ所 (2枚引)	1カ所 (2枚引)
形式		後付チール雨戸 (壁付タイプ)	後付チール雨戸 (壁付タイプ)	全 左
寸法		1,600×2,018	850×1,510 (2枚)	850×1,110 (2枚)
材質		チール	チール	全 左
仕上		ヨド雨戸 又ハ 同等品以上		
硝子				
金物	錠		雨戸用錠 (上下)	
	丁番	付属金具 一式	付属金具 (レール含む)、鍍板無戸袋 一式	全 左
	其ノ他			
記号	室名	WD 1 台所	WD 2 1F 台所	
改修内容		既存のまま	台所側のみ壁紙張替え	
形状				
数量		1カ所	1カ所	
形式		引違イ 硝子障子	引込 フラッシュ戸	
寸法		1,700×1,815×30	865×1,830×30	
材質		四方スプルス	全 左	
仕上		OL塗装	台所側ラワンベニヤ 厚2.7mm 壁紙張り	
硝子		型板ガラス 厚2.0mm	ホール側ラワンベニヤ 厚2.7mm 壁紙張り	
金物	錠			
	丁番			
	其ノ他	平戸車 ステン角形引手	平戸車 ステン角形引手	

(A3: 71%縮小)

T.M建築設計事務所

高知市大津乙389-26 TEL088-866-7356 FAX088-866-7356

事務所登録 高知県知事登録第1130号

1級建築士 大臣登録第180151号 三谷 長生

工事名

春野関脇市営住宅14号棟火災復旧工事

図面名

建具配置図・建具表

縮尺 1/100, 1/50

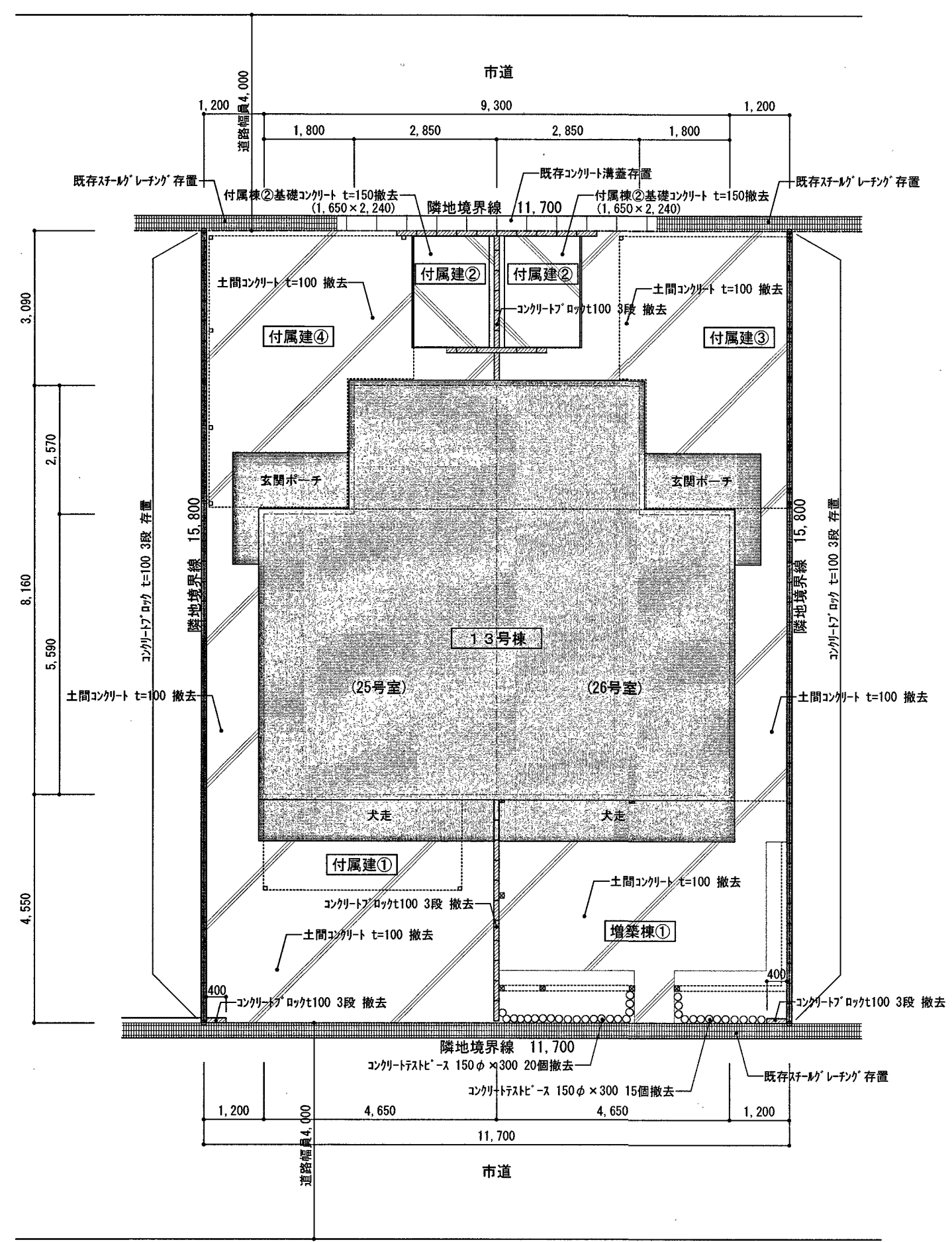
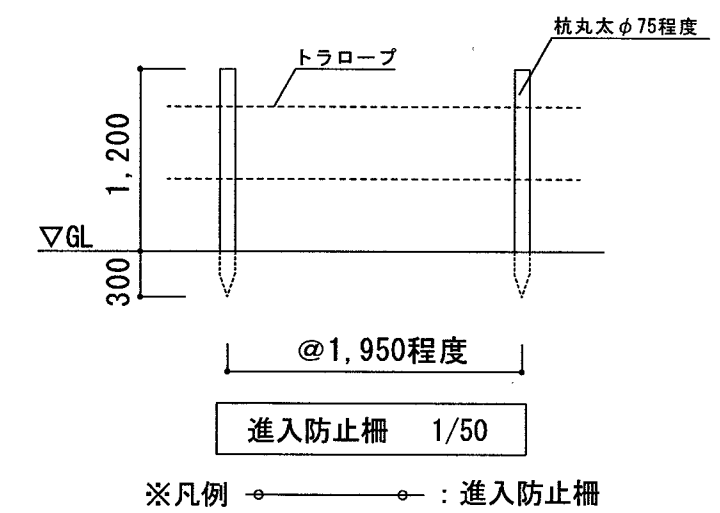
高知市公共建築課

係 係長 課長補佐 課長

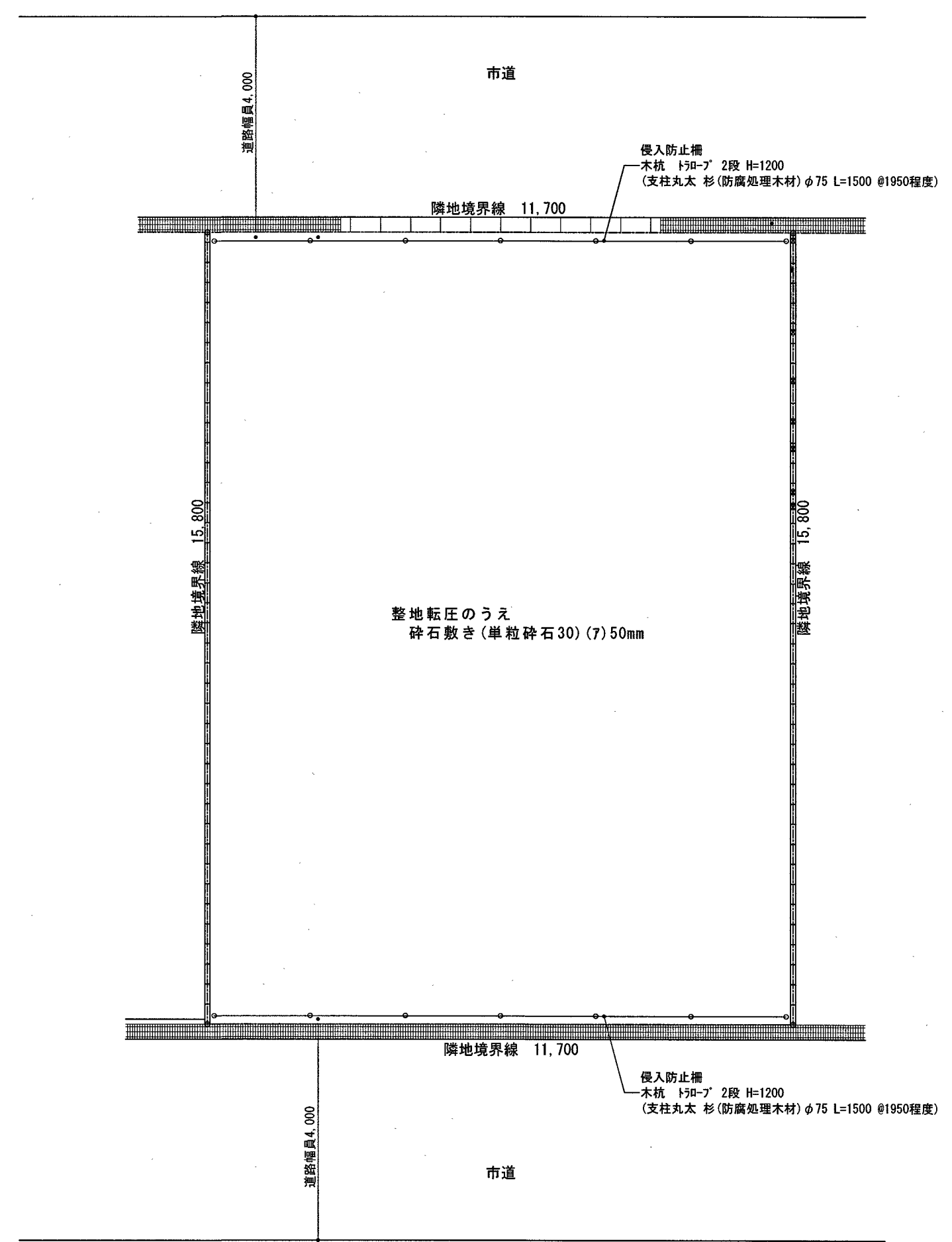
鈴木 笹岡 濱口 松本

図面番号

A-09



外構撤去図 1/100



解体完了敷地図 1/100

【参考図】

		T.M建築設計事務所 高知市大津乙389-26 TEL088-866-7356 FAX088-866-7356 事務所登録 高知県知事登録第1130号 1級建築士 大臣登録第180151号 三谷 長生	工 事 名		高 知 市 公 共 建 築 課				図面番号
			春野関脇市営住宅14号棟火災復旧工事		係	係 長	課長補佐	課 長	A-10
				図 面 名 13号棟解体工事 外構撤去・解体完了敷地図【参考図】 縮 尺 1/100					